

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（479）
2. 日 時：令和5年3月29日 13時30分～15時40分
15時55分～16時55分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、
北嶋検査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他10名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他10名※

三菱重工業株式会社：

総合配置計画課 上席主席技師、他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則への適合状況について 第八条 第四十一条
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 津波による損傷の防止（DB08 r. 4. 4）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 41条（SA41H r. 4. 2）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第8条 津波による損傷の防止（DB08-9 r.

4. 4)

- (5) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等
対処設備)補足説明資料 比較表 41条(SA41H-9 r.4.2)
- (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則への適合状況について 第八条 第四
十一条(審査会合における指摘事項回答)
- (7) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第8条 火災による損
傷の防止)
- (8) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第41条 火災による
損傷の防止)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:07	はい。規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の8条と41条に係るヒアリングを開始したいと思います。
0:00:18	それでは初めに事業者の方から説明をお願いします。
0:00:22	はい。北海道電力竹田でございます。本日もよろしくお願いいたします。
0:00:26	本日は、前回から残っています、感知、系統分離影響軽減について全体で16分程度いただきましてご説明しようと考えてございます。
0:00:38	今回お配りしている資料は、資料1で、すべて一がついてまして、一番が残された項目に対するパワーポイントをまとめたもの。
0:00:50	2番と3番が8条と41条のまとめ資料になります。
0:00:56	4番と5番が、それらの比較表。
0:01:01	6番が、1月24日にいただきました審査会合における指摘事項の回答のパワーポイントになってます。
0:01:09	7番8番が、前回までにいただいたヒアリングのコメント回答になってございます。本日感知器にかかるものがございまして、
0:01:19	まず、6番の1-6の審査会合における指摘事項回答のパワーポイントからおよそ8分で説明したいと思います。
0:01:29	はい。お手元に1-6のパワーポイントをご覧ください。すいません最初に3点ほど誤記を訂正させていただきたいです。
0:01:41	1月審査会合前回の日付が1月23と記載したところが不複数箇所ございまして、それについて訂正させていただきたいです。具体的には、
0:01:52	1スライドのところの指摘事項欄と、8スライドの表のところに、前回審査会合で1月23というところがございまして、
0:02:04	2点目がですね2スライドの
0:02:09	スライドの下の方に表があるんですけども、修正後の欄の原子炉格納容器のところなんですけれども、
0:02:17	こちら、構文が正しい以降の構文が少し間違っておりまして、正しくは、修正いたしますけれども、原子炉、ただし、比較的線量の高いというふうに始まってますが、
0:02:31	正しくはただし、原子炉格納容器加圧器再生熱交換器及び炉内核計装シムブル配管。
0:02:38	室のうち、比較的線量の高いところに設置する熱感知器というところは、というのが正しいくってですねすいませんこちら及び、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:48	煙感知器というのと比較的線量の高いという位置が間違っています。大変申し訳ございません。
0:02:56	いえ。
0:02:57	その下行きまして表の中に、
0:03:01	記載事項削除というところで、下にアナログ式、2行目にアナログ式の煙感知器とアナログ式の煙感知器を設置する設計と書いてますけれども、2個目の、
0:03:12	ホームのは、アナログ式の熱感知器の間違いでございます。大変申しわけございません。
0:03:22	こちらの6の資料についてご説明いたします。前回指摘事項をいただきました件は感知器に関するもので2件でございます。一つ目が、脱塩と、
0:03:33	及び使用済み樹脂貯蔵タンク室に関して、
0:03:36	宇和診療が高い環境であること。
0:03:39	等は先行プラントと同じ条件であるが先行と異なり感知器を設置しない設計としている理由を説明することといただきまして、回答としましてはこれらの部屋は先行プラントの、
0:03:51	最新じゃ試験を踏まえて設計方針を見直し、当該火災区画において感知器を適切な場所に設置することによって、
0:03:59	こちらに書いてます発生する火災を漏れなく確実に感知できる設計とする方針と見直しました。
0:04:06	修正前と修正後ですけれども、審査会合の資料としては、設置しないとしていた、JAに書いてますエリアについては設置するということで見直しますので記載事項を削除したというものになってございます。
0:04:19	2スライド参りまして、2スライドについては、先行の火災感知器バックフィットの設工認審査の知見を踏まえて、十分反映して、後段規制で説明そごが生じないように設計方針を検討し説明することと。
0:04:34	いただきまして、回答としましてはそれらの知見、すなわち、2行目ですけれども火災感知器の選定から設置までの設計を、それらの試験を踏まえて泊3号炉の
0:04:46	環境条件に当てはめ火災感知器の設計方針を検討した結果、後段でそごが生じないように、一部設計方針について変更を行いました。
0:04:56	具体的にまとめたものが下の表でございまして先ほど修正のことを申し上げましたが、原子炉格納容器においては、設置する感知器、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	Eで比較的線量の高いところに設置する熱感知器については、こちら赤字で書いてます再生熱交換器室という部屋を加えさせていただきました。
0:05:17	また、二つ目2段目ですけれども、防爆型の火災感知器を設置していた、燃料サービスタンクと、放射性廃棄物処理建屋の一部については、
0:05:28	こちらに書いてます指針に照らして、また先行のバックフィットの審査等の知見を踏まえますと、アナログ型の煙と熱感知器が設置できる設計のため、
0:05:38	記載を見直したものでございます。また、感知器を設置しないとする設計については、こちら左側にあります各エリアについては、火災感知器を、
0:05:50	アナログ式の煙と熱を適切な、すいません下も煙になってますすいません。
0:05:56	火災感知器を設置しない区域から削除して、アナログ式の煙と熱を適切な位置に設置する設計といたします。
0:06:04	3ページ以降がですね
0:06:07	詳細な説明になっておるわけですがけれども、3ページが一つ目の設置しないとしたエリアを設置するということについて見直したものでございます。
0:06:19	こちらについては多いですか、最近ですと、
0:06:22	年明けの、
0:06:24	高浜の審査等の工認を踏まえますと、開口部から煙や熱が出る。
0:06:31	出て、感知できるということで、当該脱塩塔のエリア自体は、高い線量で設置するのに、被ばく、
0:06:40	の観点から、被ばく予防の観点から、
0:06:44	そのエリア自体を設置することが難しいんですけれども、こちらの開口部を通して適切な位置に感知器を配置することによって、感知可能であるということ、新審査知見から、
0:06:56	考えましたので、弊社とし、いたしましてもこちらに感知器を設置することにより、漏れなく確実に感知する設計といたしたいということでございます。
0:07:06	4スライドから続く後のスライドについては、バックフィットの工認の知見を踏まえて、見直すところがないかということで、4スライドですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:19	修正前と修正後ということで、修正前が本文、こちらに書いてます基本方針と、添付 8 に関する火災感知器の設定、組み合わせについて、
0:07:29	後段であります 567 スライドにありますバックフィットの審査知見で、
0:07:36	検討を踏まえて検討した結果、修正後として、先ほど言いましたように、すいません、本文については、異なる感知器を設置するという設計方針自体文言も変わりありません。
0:07:47	添付 8 につきましては、こちら 3 項目書いてます。高線量の部屋を一部追加ということと、防爆型の感知器を設置するところについてアナログ型に見直しを行ったということと、
0:08:00	設置しないとしていた一部のエリアについては、設置する方針と見直しでございます。
0:08:05	567 が、最新 A d d 火災のバックフィット大井さんのフローを拝見させていただいて、またその最新の知見のワーディング等も取り入れまして、
0:08:17	フローを書いてございます。感知器を広く選んできまして、左と右で、屋外屋内に準ずるエリア、23 条 4 項に、
0:08:27	定められた方法で設置できるところを一般エリアといたしましてそれ以外にその方法で設置することができない設置できないエリアについては、イからホに書いてます項目を挙げまして、
0:08:41	フローで検討していくという流れになってございます。
0:08:44	6 スライドが、環境条件をしたく、考慮した感知器の選定ということで、左と右で検定品等を検定品と同等の機能を有する。
0:08:54	機器について検出装置として、検出器を感知方式として煙熱炎等がございまして、こちらの感知器検出装置について記載しています。
0:09:08	関電さんと違うのは、伊方さんで最近議論が、伊方さんでも提示してますけども、
0:09:15	一部の会社でアナログ式の煙感知器の香典分離型がアナログのタイプが出てますので、弊社としてもそちら抑えするのでアナログの香典分離というものを記載しています。
0:09:26	7 スライドですけども 7 スライドはそういった結果で各泊発電所 3 号炉のエリアが、上記のどこの項目に該当するのかというところをまとめたものが 7 スライドでございます。
0:09:40	基本的にはここ一般エリアと書いてましてアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する方針といたしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:48	しかしながらこちら下書いてます、屋外にエリア屋内準ずるエリア、その他伊香保に該当するエリアについては、こちらに記載しております、
0:09:59	先行のバックフィットの知見を踏まえて、設置して参るということでございます。
0:10:06	結果として8スライド。
0:10:08	そうするとテンパチで今のようなバックフィットを踏まえた感知器の選定がテンパチ北記載にどのように影響するのかというところをまとめたものが8スライドの表になってございまして、
0:10:21	テンパチの記載としてはこちら書いてます分類エリアということで、一般的なエリアから、こちら、3段分かれて書いてございます。前回、こちら記載間違えてました1月24日の審査会合でお示しした感知器の組み合わせと、
0:10:37	今回バックフィットを踏まえました感知器の組み合わせ赤字と黄色着色の欄が変更したところでございます。
0:10:44	防爆のところをアナログに見直したものと、原子炉格納容器内のエリア再生熱交換器室を加えたものと、
0:10:53	中アナログ式の
0:10:55	防爆型の煙を使うとしたところは、比較的線量の低いエリアに、アナログ式の煙感知器を設置できるので、記載を見直してございます。9スライドがですね感知器を設置しないとしていたエリアについて、
0:11:09	三つぐらいに区分しまして、設置する方針に見直したところを記載してございます。
0:11:16	はい。
0:11:17	この資料については説明は以上になります。
0:11:22	続きまして、
0:11:25	質問は後でよろしいでしょうか。
0:11:29	8条と41条のコメント回答リストということで、資料の1-7をご覧ください。
0:11:42	はい。資料の1の7-2から5までは、火災感知器を設置しないエリアについての5、指摘事項ということで、
0:11:53	今のパワーポイントで一応一旦回答とさせていただいて関係箇所の記載については、適正にしております。またこちら、2、
0:12:05	ナンバー2の項目の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:07	書いてます。ピット指数については、写真平面図立面図を付して付した資料で、わかるように、
0:12:18	して参りましたそちらについては資料5-20のページに記載がございます。
0:12:24	ずーっと受けまして、
0:12:28	17分の8、No.28。
0:12:32	ナンバー28につきましても、使用済み燃料と新燃料貯蔵庫の天井が高いところと低いところが、図がちょっとわかりづらいということで、わかりやすい立面図と平面図及び写真を、
0:12:44	資料5-12の方に加えていますという回答になってございます。
0:12:50	続いて、
0:12:51	4、17分の12、湯ナンバー40でございます。こちらについては、防爆型の感知器を設置する箇所について、
0:13:01	防爆型の感知器の考え方というのをバックフィットの知見を踏まえて、原子炉格納容器の比較的線量の高いエリアと、ディーゼル発電機貯油槽というところになってますというところで、
0:13:14	回答したもので5となっております。
0:13:18	続いて48番、こちら中央制御室の分離対策について説明することということで、今回、資料7に、そちらを記載して参りましたので、
0:13:30	えっとですね、来本日本日お配りしてます資料1-14の、こちらに書いてます資料7-14をご覧いただきたいです。
0:13:51	はい。
0:13:52	資料1の-4の、
0:13:55	-4、4の、
0:13:57	番号で言うと8条別1、7-14でございます。
0:14:08	資料。
0:14:09	1-4の、
0:14:11	下の番号が8条-別1-紙なの。
0:14:16	#NAME?
0:14:18	品の14。
0:14:29	比較表の方でございますはい。
0:14:32	よろしいでしょうか。はい。はい。そうすると、こちら7ポツ右側が泊発電所の中央制御室の火災影響軽減で分離対策というところを記載してございます。
0:14:44	泊8年ぐらい前に、10年ぐらい前か

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:49	ヒアリングとか火災が始まったときに、他デジタル版ということで泊3号炉ができてますんで、PWRで言いますと、ちょうど関西電力さんの高浜さんと同じような記載に、
0:15:01	になるように、試験やアート、
0:15:04	試験等も行ってきてございますのでそちらをレファーする形で左側に貼りつけてございます。
0:15:11	7-14の2パラグラフですけども、このためからですけども、
0:15:17	火災防護対象である中央制御盤安全系コンソールのIの機器及びケーブルは、こちら書いてます、実証試験結果に基づく離隔経理、
0:15:27	離隔距離等による分離対策、それと早期感知を目的とした煙検出装置による、
0:15:33	火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動を行うということで設計しています。
0:15:40	中央盤のつくりですけども、次のページ7-15をご覧ください。
0:15:47	こちらが3号炉の中央制御室の盤の配置になってます右側が、
0:15:53	大井と書いてますけど高浜のものを、青枠の中で引っ張り出してきてます。基本的にはこちら書いてます、安全系コンソールと言ってA系とB系の
0:16:03	機器を操作できるものを一つの盤の操作盤に入れまして、それを二つ配置しているのが高浜で、
0:16:12	泊は三つ離れた位置に設置しまして、こちらで構成していると、それぞれの盤については、7-16の計と離隔距離による分離ということで、
0:16:25	それぞれ坂内にある機器について実証試験に基づく分離を行ってますというところが、7-16で書いてます。
0:16:32	具体的には、下の加古の安全系FDP、
0:16:37	から、順番に何mm離してどういうふうにして設計しますというところを、AからFで記載してございます。
0:16:45	7-18ページには、泊3号炉の坂野仲の機器の配置が、赤枠で7-3図で記載されてございまして、左下に高浜の一、二号炉がございんですけども、
0:16:58	こちらと配置的には同一になってございます。
0:17:04	7-19からが煙検出装置による早期感知ということで、安全系コンソールは、容積が小さいということで、感度10%のものをつけることによって高感度と同じ程度の感知性があるんですけども、早期感知が可能であるということを書いてまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:22	安全圏構想例に隣接する坂内についても煙検出装置を設置する設計とされているということを記載させていただいております。
0:17:31	7-20 からが、常駐する運転員による早期消火活動ということで、巢子の場合に設置した煙検知器等中央制御室内にも、天井にアナログ式の煙と熱がついてますので、
0:17:45	そちらを総合操作盤等で監視することによって、
0:17:50	監視できる設計としてまして、
0:17:52	それから中央制御室内で発生した火災については、第2パラグラフにあります二酸化炭素消火器を設置する設計としていますということを記載させていただいております。
0:18:06	次のページ7-21に中央制御室内の消火器の配置図を書いてございます。
0:18:14	また、7-22には、消火までの流れと、一番下のパラグラフで、教育及び訓練を行って、消火が確実にできるようにする旨を記載させていただいております。
0:18:27	7-27-3については、前回、
0:18:31	10年ぐらい前のヒアリングでご指摘もいただいた事項として、分離対策とフロア、すみません中央制御盤室の下盤の下の、
0:18:41	構造についてと、あとケーブルフロアダクトの分離等について記載したものを付けてございます。
0:18:50	コメントリストのほうに戻っていただきまして、
0:18:56	17分の、
0:18:58	15からなんですけども、15の49番からが、
0:19:03	ダクトスペースに感知器を設置しない考え方についていただいたコメントなんですけどもこちらについては審査会合の指摘事項のパワーポイントで、
0:19:12	説明したということで割愛させていただきます。八条の方については、
0:19:17	以上となります。次、41条なんですけども、41条が、コメント回答が、資料1-8でございます。
0:19:28	こちら、
0:19:32	はい。
0:19:33	2枚ものくらいになります。で、残っているコメントとしましては、
0:19:38	一番最後の13になるんですけども、こちら感知器の選定の考え方についてと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:44	いうことでいただいてまして、基本的には、先ほどの審査会合指摘事項回答で書いてます。
0:19:52	コンチ。
0:19:55	概要としましてはというところでお示ししている、感知器のラインナップから選んでいって設置罰を考慮して設置するというところで記載させていただいてございます。
0:20:05	コメント回答は、
0:20:08	以上で、次に戻りまして、残ってます。
0:20:13	影響軽減等についてパワーポイントで概括して、簡単にお示しします。資料としては、1ー1でございます。
0:20:27	こちらは、1月24日の審査会合でお示した後につけた資料から、
0:20:33	当該の項目について抜き出したもので、記載のワーディングについては一部適正化してはありますが基本的には、同じ内容となっております。換地がございまして、
0:20:44	影響軽減がございまして、
0:20:47	系統分離を記載しております。中央の部分には、先ほど説明したものが、まとめて書いているのと、最後に、急須らで、
0:20:57	原子炉格納容器の系統分離というところ、影響軽減についてまとめた形で記載させていただいてまして、
0:21:05	最後に、影響評価ということで、記載しています項目についてはこちら、前回お示した通りで、
0:21:14	説明は一部割愛させていただきます。こちらは以上でございます。
0:21:23	大塚です。ご説明ありがとうございました。それでは確認に入りたいと思います。
0:21:29	まず、パワーポイントの資料1ー6なんですけども、
0:21:37	戸松。
0:21:39	2ページお願いします。
0:21:44	先ほど、訂正で表の方の、
0:21:48	した。
0:21:51	から、一つ目と二つ目のところで、両方煙感知器ってふうに書いてあったところなんですけど。
0:21:56	これは、2項目とも煙と熱感知器の間違いということでよろしかったでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:05	北海道電力竹田です。大変申し訳ありませんこちら煙と熱の組み合わせでございます2項目、2項目が、熱感知器ということで記載の間違いです。
0:22:16	規制庁大塚で承知しました。それで一番下の、
0:22:20	Hのところなんですけど、
0:22:23	藤。
0:22:23	訂正のあった部分。
0:22:26	の文章で、
0:22:27	あと、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する。
0:22:32	せ、
0:22:34	設計見直し、
0:22:37	2が抜けてますよね。
0:22:40	武。はい。みんな抜けてます大変申し訳ありません。
0:22:45	規制庁大塚です。ちょっとここは修正をお願いします。
0:22:49	あと、次のページ3ページなんですけど、
0:22:55	これはですね会合のパワーポイントとしては、このページはですね、許可というより、
0:23:02	設工認の方で確認する内容になりますので、会合の資料としては不要かなと考えてます。
0:23:10	でも
0:23:11	設工認行った時に許可整合のところで、
0:23:14	問題。
0:23:17	が起きないように、許可に立ち返る必要が、
0:23:20	ないように今のうちからちょっと、
0:23:23	工認の内容についても、
0:23:26	触れておくってところなんですけど、まとめ資料の方には、この内容を入れていただいて、
0:23:32	介護の資料からは外してください。
0:23:36	ちょっとこのスライドで、ちょっと中身についても、今日は確認したいと思っ思うんですけども、
0:23:46	まずこの説明ってあれですか、現状まとめ資料の方に入ってますでしょうか。
0:23:51	今回
0:23:52	このサイドでは、脱塩塔室の位置で上げ、
0:23:56	ますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:57	感知器を設置しない、使用済み樹脂貯蔵タンク室とかフィルター室も含めて、まとめ資料には説明はありますでしょうか。
0:24:05	藤。
0:24:06	北海道竹田でございます。こちらの通常通り設置するとしていることから、
0:24:13	一般エリアと同等の扱いとなっているので設置しないからせ、設置しないというところから、設置する設計に変更したという旨の記載は資料上はないこととなります。
0:24:29	規制庁大塚です。
0:24:31	そうですねちょっと
0:24:35	開口部、小さい開口部から煙が移動して、
0:24:39	感知するっていうこと
0:24:43	ちょっと参考まで入れておいて欲しいんですけども、いかがでしょうか。
0:24:48	北海道竹田でございます。こちらの考え方なり図なり小さい開口部から出るということ、補足説明資料のほうに記載させていただきます。
0:25:01	規制庁大塚です。お願いします。ちょっと細かいところで、
0:25:05	図の真ん中のところなんですけど、
0:25:09	これ
0:25:10	外枠の、
0:25:11	この黒い不
0:25:13	占が火災区画ということでよろしいでしょうか。
0:25:19	えっと火災区画についてはですね、この北海道竹田でございます。火災区画はこの紫の線が区画になります。
0:25:31	規制庁大塚です。
0:25:35	承知しました。左側の
0:25:39	何でしょう。紫の線と次、
0:25:42	そういうことですね今、黒いゆ
0:25:45	枠よりももっと広いということです。そうですねちょうど北海道竹田でございます
0:25:51	ちょうどこの挟むように、また正面にも、脱塩塔室があるんですけどそちらと、その横のエリアを含んで紫の線で囲っているところが一つの区画となっております。
0:26:11	火災対策室の齋藤ですちょっと御あの、今のこの火災区域、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:16	ごめん、火災区画の区分についてちょっと教えて欲しいんですけど左側の図面で、黒いところを抜き出して真ん中に書いていただいているんですけども黒いところの左側の線のすぐ、
0:26:31	左側のところに壁っぽいのが見えるんですけども、
0:26:35	これ壁なんですかそれとも何なんですかねこれは、いや、要は何を聞きたいかというとですね、火災区画で、壁とか複数の壁で仕切られたところを一つの火災区画として、
0:26:47	見ているというそういう認識でいいのかそれともここはこの紫色で囲ってあるところが一体の壁になってて部屋の中は結局ツーツーになっているのかっていう多分そういう事実確認をいただいただけなんですけども。
0:27:01	事実としましては、今こちらの、
0:27:04	北海道竹田でございます。
0:27:07	こちらの真ん中に引き出してる、ちょうど黒い線が乗っかってるところに一つまず壁がございます。
0:27:14	そしてこの左側の図行きまして黒い線から、ちょっと壁っぽく左が見えるところも、やはりバルブエリアなんですけれども、
0:27:23	壁でござい、岡部でございます。
0:27:29	ありがとうございます。
0:27:30	ここを何かほか部屋と一緒にあって、一つの火災区画として設定している、何て言うんですかね、家設計上の
0:27:40	考え方について、何かコンセプト等あたりされますかね。
0:27:46	基本的には機器配置と系統分離を、北海道竹田でございます。基本的には系統分離と機器配置を考慮し、区画を設定するという考えで、高温停止低温停止に影響するものがないか。
0:28:00	というところを系統分離の必要性及び影響評価のところを考えまして、これらを一つの区画としてございます。
0:28:09	はい赤、火災対策室のサイトです。
0:28:14	いや、なんで気になってるかっていうとですねちょうどそのしか食うで、過去、黒い四角で囲っている。
0:28:21	ところのちょうど左側に左右対称的に何かおんなじような部屋があるのかなと思ってですね、もしそういうふうに分けてるんであれば何か、それぞれ説明するのにここをもうちょっと細かく火災区画区切ってもいいんじゃないのかなというふうに見えたんでとりあえずそのコンセプトとかですね。
0:28:38	関係とかをお伺いしている話だと思ってて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:42	実際この、
0:28:45	この火災区画だから間違ってるのかという話ではないんですけども、ではないと認識はしてますけれども、要は
0:28:53	隣の部屋と合わせてこういう形で火災か、火災を感知しますよという考え方について、
0:29:04	それとカクウの取り方、北海道電力のこの隣であれば区画のとり方ですよ、との関係について、これは設工認で詳しく見ることだとは思いますが、
0:29:19	のお話だけしておく、要は区画とその取り方の関係について、こういう部屋はとりあえず、なおさら話が複雑になるんで、明確になるようにせ、
0:29:33	説明がかまないように、整理しといてくださいねっていうのが、すいません今の私のコメントの趣旨です。
0:29:40	北海道竹田でございます後段の設工認で説明に困るようなことがないように、区域区画については、考え方、またその区画の設定について、
0:29:51	はっきり考え方を整理しておきたい、工認等に準備しておきたいと考えます。
0:29:57	火災対策室の齋藤ですよろしく申し上げますでその際に、当然もうこういった考え方ですっていうある程度ご説明いただいているんで、
0:30:07	もうおわかりだと思うんですけども確実に今、図面で右側で示していただいているような穴からですね、確実に
0:30:17	煙が抜けますよということについては、その時にきちっと説明が必要になるんで、他の電力さんの考え方についてどういう説明のされ方してるかについてきちっと押さえておいてくださいねということだけ改めてコメントしておきます。これについては
0:30:34	わかりましたも何も言えませんがよろしくお願いします。とりあえず私からは以上です。
0:30:42	規制庁大塚です。齋藤室長の方に補足していただきましたけど、この小さい穴から煙が抜けて、壁の向こう側の感知器で感知するという事で、
0:30:54	何か空気の流れ例等ですね
0:30:58	現象論をしっかりと考えた上で、
0:31:02	本当に感知器が設置して、
0:31:07	漏れなく確実に感知することができるのかっていうところを、許可段階でしっかり押さえた上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:12	許可の設計方針の方、
0:31:16	現状の記載でいかどうかっていうところをもう一度改めて検討してください。
0:31:27	北海道竹田でございます先行の事例、施設工認の事例を踏まえますと、実際に住もうカーで煙を出しているプラントと、あとは解析で、
0:31:39	実際に熱や煙が出るっていうのをやるということ、
0:31:43	でございます、弊社としても、解析等については現段階からすでに準備を開始してるところなんですけども、
0:31:51	それらデータを、許可段階、
0:31:55	はい、はい。
0:31:57	失礼しました。規制庁大塚です。
0:32:00	だからしっかり感知できるかどうかっていうところは事業者の中で検討していただいて、現在示されている。
0:32:09	許可の設計方針にもし変更が生じるのであれば、
0:32:13	それはもう1回ご説明をしてくださいという趣旨です。
0:32:18	北海道竹田でございます今、解析等も進めてございますけれども、もし変更がある場合は、再度説明することといたします。
0:32:29	ちょっと1個、
0:32:31	すみません、火災対策室の齋藤です今竹田さんから郷氏、今ちょっとご説明ありましたシミュレーションとか、スモークマシーンでやるという話なんですけれども、
0:32:44	ここってすみませんちなみにすごくマシーン炊けるような、
0:32:50	の場所だったりするんですかね短時間であれば、
0:32:57	北海道竹田でございます基本的に水蒸気、微妙なもの、微妙というか、微粒子が出るタイプのものなんですけど、基本的に短時間であれば、
0:33:07	作業の一環として、許可を大飯発電所内で所定の手続きを行いまして、実施することになると思います。
0:33:16	ありがとうございます。火災対策室の齋藤です。いや、何でこれを聞いたかっていうと、
0:33:22	要は住む区マシーン
0:33:24	で、どういう刑務微粒子っていいんですけどもどういう煙を出してるかって要は通常想定されるケーブルよりも、濃度が高いとか差が重いかいような話があればそういったその煙が実際かかれて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:37	実際そこから出て行って感知で行けますっていう話って、実際の環境で実際やってるわけですから説得力非常に高いですよっていう、そういうシミュレーションでやった場合そのシミュレーションの、
0:33:48	設定の妥当性についてあわせてご説明いただくような形になるかと思ってますんで、その辺どうするかを、設工認の時にきちっとご説明してくださいねというそういう話になろうかと思ってますんで、
0:34:02	そのときに、今の検討の中で、もしそれがうまくいかないんだみたいな話になった場合には、
0:34:10	当然許可のところに影響をおよぼしますんで、そういった、そういう話があるんであれば、速やかに対応お願いしますね。ただこの穴からきちっと出てできるんだという確信があれば沿い、それを前提にした。
0:34:23	許可の書き方になりますんでそうしたところを
0:34:27	反映させてくださいっていうのが今の太塚からの指摘の話してきて確認の話ですので、
0:34:34	そこについて考えとい、きちっと説明できて考えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:34:41	北海道竹田でございますはい。いただいた意見を踏まえて、確認して
0:34:46	必要な処置をとりたいと思います。
0:34:53	規制庁太塚です。
0:34:56	続きまして比較表。
0:35:04	えっとですね、今太塚太塚もそうだし市長からもお話あったと思うんですけど、許可はあくまでも基本設計です。ご設置方法とかを含めた場合にはこうになります。そこをやっぱりしっかり識別しなきゃいけないかなと思っていて、
0:35:17	なぜ今言ったのかっていうと、当然ここのやり方っていうのは最終的に公認で詳細が決まるので今許可で示されたとしても、それは確定ではないので確定でない情報を審査会合に上げたりしてしまうと、
0:35:30	要は結局公認でまたそれを縛ることになるので、それは我々としてはそういう意図はないので、この方針は明確に示してもらっても、もらわなきゃいけないんですけどこういう、
0:35:42	設置方法については、あくまでも公認ということなんで、まず外してくださいと。
0:35:46	という意味です。あとは、このパワーポイント少し
0:35:51	指摘事項を踏まえたので、すぐ後任に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:55	よって寄ったパワーポイントになってるのでちょっとそれは私はちょっと避けたいなと思っていてっていうのは、先ほど言ったように、あくまでもこれ許可の、
0:36:03	会合なので、
0:36:05	工認に向けてそごがないような確認をしてくださいというのが今回の意図ですので、そういう意味だと、少し、今日後任の部分が入り過ぎてるかなと思ってます。
0:36:15	で、今上げていくやつが例えばですけど、
0:36:20	5 ページ。
0:36:23	これはもう公認の話なので、これは特にご整理じゃないかなと思ってますんで、さらに言えば障防法通り、つけなさいと言った公認の話っていうのは、多分こんなに幅広くはないはずなんですよ。
0:36:37	後誤操作防止とかそういうの全部入ってるように見えるけど、そうではなくて後ろに書いてあった通り、10 ページに書いてあった通り、これ②でしかないわけですよ。
0:36:48	なので、これ、5 ページ出しちゃうと事業者がより説明性を上げるためにこれ5 ページでこういう書き方を多分多いとかしたかもしれないんですけどそれはまた工認に行ってから話なんで、
0:36:59	これちょっと出してしまうとよくないので、
0:37:02	ここで例えば必要なのは上の三つだけなんですよね。
0:37:07	感知器の選定と環境上考慮してとか、誤操作防止荷重組み合わせこれは許可で言う話です。
0:37:13	その下は公認の話になりますので、ここは特に触れる必要はないかなと。
0:37:18	と思ってます。
0:37:20	6 ページはあってもいいかなと。ほんで7 ページもこれ明らかに工認の話なので、
0:37:26	これはなのでこれはもう必要ないかなと思ってます。
0:37:30	初めは基本的には今回の
0:37:34	正常方針、煙感知器の種別なのでこれは入れてもいいかなと思ってます。
0:37:39	で、9 ページも当然入れて、
0:37:42	10 ページこれ法律の説明なんでこんなのは要らないと思ってます。
0:37:46	わざわざ金野医師説明する必要は、
0:37:49	ないはずなんではい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:52	で、あと 11 ページ。
0:37:56	これ何を意図してるのかちょっとよくわかんなかったんだけど、
0:37:59	消防法施行規則通りに設置できないエリアの火災感知器の、
0:38:05	公認の話だよな。
0:38:07	そうすると、さっき言ったように、公認を我々縛るつもりはなくて購入は工認でしっかりさっきのその話を含めてやらなきゃいけないんですけどそれを、
0:38:17	踏まえると、今回のポイントっていうのは、
0:38:20	火災感知器はすべての家にまずつけれるんですよと。
0:38:25	基本的にはつけるんだけど一部の火災感知器はつけないエリアがあってそれはそういう理由で外しますっていう、まず説明が一つありますと。
0:38:33	それプラスもう 1 個は、感知器の種別、
0:38:36	先行 P では
0:38:41	結局、特に格納容器の中から、各土曜日の中の種別がしっかり整理されてなかったと。
0:38:47	それは許可でしっかり
0:38:50	示しておかなきゃいけないんですけど種別がしっかりされてなかったのでそれはしっかり確認しましたという結果が示されて、これをもって後任に引き継ぐっていう説明をすればいいと思うので、
0:39:01	ちょっとそれを踏まえると、今回のパワーポイント
0:39:04	して指摘事項におけるパワーポイントで、ちょっと書きすぎてるところがあって、
0:39:08	あくまでもを許可で示して、で、
0:39:12	加古奈良設置方法については工認で改めて説明しますと一言ぐらいで、特によくてだから許可で何が決まったかってさっき言ったように、
0:39:21	感知器の、
0:39:22	エリアの区画の考え方。
0:39:25	あとは感知器、感知器の種別、アナログ品アナログを含めた、どういう感知器をつけますかっていう方針が整理されましたっていうのがこの二つが大きなポイントですのでそこさえ押さえればいいと思ってるので、
0:39:38	まず許可ではそこを押さえてくださいなので、少しここの、
0:39:42	会合に向けた資料は、
0:39:46	ちょっと情報量が多すぎて、余計なことがありまするので、よく確認してください。いいですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:53	はい。許可と工認の境目をきちっと理解した資料を、に適正化いたして参ります。
0:40:01	私は以上です。
0:40:08	はい。規制庁大塚です。続きまして資料1、
0:40:12	1-4の比較表の方で、
0:40:14	ちょっと確認したいんですけども。
0:40:24	規制庁を使ったすいません失礼しました。
0:40:28	前回の資料ですね、前回の
0:40:31	前回の資料、
0:40:33	1-5の方ですね。
0:40:35	3月24日付の資料1の子です。
0:40:52	これ、
0:40:53	こちらの8条、
0:40:55	#NAME?
0:40:56	-29ページお願いします。
0:41:05	泊の記載でいうと、真ん中辺の(2)番の固有の信号を発する異なる火災感知器の設置のところで、
0:41:13	藤大井の方を見ると、赤字でですね。
0:41:19	この感知器のことも書いてあるんですけど、
0:41:22	纏まりについてはこの感知器の記載がないんですが、この感知器も使う場所があると思うんですが、
0:41:28	ここは記載しなかった。井戸。
0:41:32	は何でしょうか、説明の方お願いします。
0:41:40	北海道竹田でございます。こちら、本を入れるかどうかについては、社内でも議論いたしたんですけども、
0:41:47	女川さんの構文踏まえたときに、ポツのところで、
0:41:52	天井が高いというところで整理してそれが
0:41:56	20メートルより高いか高くないかは別として8メートル、
0:42:01	超えて熱感知器が設置できないところについては、炎感知器をポツのところに記載しているというふうに、
0:42:09	理解したので、基本的には、ポツにある天井が高いエリアについては、
0:42:15	炎感知器を設置するというところで整理しているという理解で、そういう整理であれば、女川さんと同様に(2)の、こちらに記載する必要はないと。
0:42:25	考えまして、今のような表現となつてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:35	火災対策室の齋藤です。ちょっと私の認識が、今の、
0:42:41	北海道電力の説明と合ってるかどうかの確認だけさしてください原則としては、
0:42:47	要はアナログ式の煙とアナログ式の熱を使うということがもう基本的な、もう第1原則大原則なんですと、その上で、
0:42:57	例外としてただし書きの中で、要はこの感知器も含めた非アナログ式を採用することがありますと。
0:43:06	というようなそういう分け方だということで、理解としてはよろしいですか。
0:43:11	北海道竹田でございます基本的に、さようでございます基本的にというのは、早期感知を作動防止ということから、過去のトレンドから見えるアナログ式を優先的に使用するという考えがあった場合、
0:43:24	ものについてはアナログ式のタイプがないので、基本的にはアナログを選びますと、異なるという観点から、煙ネットというような選定になってございます。
0:43:35	はい。火災対策室の齋藤です。わかりました。それ、基本的についていうか要は大原則としてまず一般的なエリアと、
0:43:44	いうのは現状の高い高くないところであって、熱とアナログの熱と煙を選択できる場所というのがもう一般のエリアであってそれ以外のエリアについては、
0:43:57	要は魔法の感知器も含めて、
0:44:00	要はそういうつけ方を、そういうとらえ方をして、今後の設工認での感知器設計につなげていくということでもいいですよ。
0:44:09	結構でございます。
0:44:11	はい。わかりました。私からの確認は以上です。
0:44:30	規制庁大塚です。続きまして、
0:44:33	八条本の31ページをお願いします。
0:44:42	原子炉格納容器の記載なんですけども、
0:44:46	大井の方では、この感知器を設置しないのに対してとか、泊では、
0:44:53	格納容器内にこの感知器を設置するという事なんですけど、
0:44:57	その考え方の違い。
0:44:59	をちょっと説明いただけますか。
0:45:21	少々お待ちください。
0:46:33	規制庁大塚です。まず、大井の方の、
0:46:38	記載なんですけど、これは大井の布設公認のバックフィット審査を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:45	踏まえて、
0:46:47	許可の適正化が示されてますけど、それをこの資料に反映してあるということでもよろしかったでしょうか。
0:46:56	はい。北海道電力の石黒です。衛藤。
0:47:00	本文の方では、格納容器等の大井大井の記載については、このバックフィット、
0:47:06	反映後の記載とはなっておりませんでして、別添の方の、
0:47:12	すみません
0:47:14	比較表をご覧いただきたいんですが、
0:47:20	八条別1の、
0:47:22	資料5の11ページ、10、10ページですね。
0:47:28	八条。
0:47:29	月1し、資料5。
0:47:33	10ページ。
0:47:40	八条別1、資料5、10ページ、10ページ、資料5ー10、
0:47:47	中ですね。
0:47:49	今日の資料です。はい。
0:47:51	すみません
0:47:54	本日の資料1ー4。
0:48:05	失礼しました。
0:48:07	あ、失礼しました。バックリとは、
0:48:10	あるんですけど、
0:48:11	本部の方に記載がない。
0:48:13	というもので、
0:48:16	泊の方は
0:48:18	そのバックフィットもすみません謄本を設置するという方針で記載します。
0:48:23	失礼しました。
0:48:25	規制庁大塚です。状況を理解しました。ちょっとここはですね、
0:48:30	大井の方が抜けているということで、ちょっと、
0:48:35	こちらで内部でちょっと担当の審査官に指摘しておきますので、
0:48:55	ここの記載って、原子炉格納容器は基本的にはアナログ式の煙感知器と熱感知器を使うんだけど、
0:49:02	ただし、一部のところは非アナログ式脳でこの感知器を使うって、多分そういう構文になってるよね多分ね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:09	そうすると大井の公募が特に間違ってるわけではなくて、
0:49:13	非アナログ式のところだけを下に書き出してるとっていう意図であれば、
0:49:19	間違っていないと思っている。
0:49:36	えっと火災対策室の齋藤です。要は北海道電力としては、
0:49:42	ここの原子炉格納容器の考え方として、アナログ式の熱感知器と煙感知器とアナログ式の熱感知器が基本であったか天井になってる場合には非アナログ式の炎感知器を、
0:50:00	設置すると。
0:50:02	というのが基本的な考えということでいいんですよねまず。
0:50:09	電力の石倉です。はい。そのご認識の通りで、
0:50:12	基本的にはアナログ式の熱k m熱感知器と煙感知器で8メートルを超えて熱感知器を設置が不適切なエリアについては、等の感知器を設置するといった形で
0:50:26	設計することで考えてございます。はい。で、ただし書きのここの部分は、要は高線量エリアとして獲られたところの考え方を記載している
0:50:37	と。
0:50:37	いうまず、大きな流れとしてはそれでいいんですよね。
0:50:41	北海道
0:50:42	の久野石黒図ですはい。そのご認識の通りです。
0:50:46	で、そこまではわかったということですよ。
0:50:50	今のこの一行目のですよ、煙感知器熱感知器及び炎感知器を設置する設計とするっていうふうに書いたら、及びってこの場合ANDになってしまいますよね。全部設置するってことに読めるんですけど、これまたはじゃないの。
0:51:13	今つながりが煙か、一行目に煙感知器一行目から2病院かけて熱感知器でその次に及びってという言葉が入ってますよね。
0:51:22	そこで次結んであんのが、炎感知器と、
0:51:26	いうふうに2行目に、多めに書いてあるわけで、そうすると、
0:51:30	熱感知器、煙感知器熱感知器アンド炎感知器と、
0:51:36	いうふうに読めて、では全部設置しますって読めるんですけども、でも今の確認させていただいた話でいくと、
0:51:43	及びではなくてまたはってことで、熱感知器と、煙感知器と熱感知器または炎感知器を、正しく言うとそういう形なんだろうけれどもその三つの中から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:56	設置しますよって話であればまたは結んだほうがいいんじゃないですかねというただそれだけの話です。
0:52:03	北海道電力の石倉です。はいご指摘の通りで、このお呼びにしまうとその煙と熱とこの三つつけるというようなふうに読めてしまうので、このうちから組み合わせて使うという意味でまたはという方、記載した方が、
0:52:17	適切かと思しますので、そちらの方を修正させていただきたいと思します。
0:52:22	火災対策室のサイトです、他のプラントもそうなんですけれども特にこの泊の部分については、今直せるうちに、
0:52:32	及びとか、またはっていう言葉をどうやって使ってるかを全部確認していただきたいんですね。安藤でもするんであれば及びですし、orで結ぶんであればまたはになりますんで、
0:52:45	そうでなくて、いずれかから選択するみたいな言い方とかもあったりするんで、ちょっとそこのその選択肢をどうやって結ぶのかとか選択肢の中からどうやってピックアップしていくのかとか、
0:52:57	そういったところの表現についてはちょっと今一度全部確認しといていただいでよろしいですか。
0:53:04	北海道電力の石黒です。はい
0:53:07	そうですねそこ認識のそごが生まれえないような、適切な記載にするように、はい。対応さしたいと思します。
0:53:19	規制庁大塚です。この格納容器の記載なんですけど、青井の記載の方で、この感知器を通していいのかどうかっていうのはちょっとですね、こちらでももう1回確認しますので、
0:53:33	はい。
0:53:33	ちょっと確認ができ次第ご連絡したいと思します。
0:53:45	規制庁増井市長から話あった通り、次のページの固体廃棄物貯蔵庫も、この書き方と三つ設置することになっちゃうので、
0:53:56	例えば大井とかの公募を考えれば、ただし書きで特別なやつを書くんであれば、初めに書くのは原則論の二つを書いて、直で書くとか、ちょっと公募をよく
0:54:07	見てくださいねじゃないとさっき言ったように及びとか、またはか。
0:54:11	もしくはとか並びにとかいろいろあるんだけど、書き方によって、三つつけてもらわなきゃいけなくなっちゃうたりするので、よろしくおです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:20	お願いします。
0:54:23	北海道電力の石黒です。はい、承知いたしました。
0:54:28	規制庁大塚です続きまして八条の本の33ページをお願いします。
0:54:38	泊の記載の一番下のパラグラフのところで、火災感知器を設置しない設計とするというところで、発火元となる可燃物がなく、
0:54:50	可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とすることからってあるんですけど、
0:54:57	可燃物がなくて、可燃物管理をするという、
0:55:01	理由だけではですね火災感知器を設置しないという、
0:55:06	ことは言えないと思ってまして基本的に若狭伊井加来を設置する場所にはですね、感知器のほうを設置しなければいけないので、
0:55:15	ちょっとここ記載が足りないと思ってまして、次のページ行くと、
0:55:20	具体的に、感知器を設置しない場所が書いてありまして、この中には説明があって、
0:55:29	水で満たされている。
0:55:32	とかですね、コンクリートの壁で囲まれているなどの説明があるので、
0:55:37	この内容が33ページの方の、
0:55:42	一番下のパラグラフにも含まれるようにした方がいいと思いますので、
0:55:47	ここはですね、
0:55:49	2行目の最後ですね、運用とすること。
0:55:53	そのあとに頭をつけていただいて、
0:55:55	運用とすること等からっていうふうにした方が適切だと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:56:12	北海道武田でございますピット指数の記載を踏まえてこと等から、と記載を修正させていただきたいと思います。
0:56:23	規制庁大塚です。お願いします。
0:56:31	規制庁深山です後、あとですねこれ、事業者の方でこのところってないからっていうことで、
0:56:38	障防法と建築物も戸塚笠井加治木っていう表現抜けてるんだけど、これ入れてこなくて大丈夫ですかっていうだけなんですよね。
0:56:48	うん。うんいや要は、に行った時に、
0:56:55	最終的に火災感知器、火災区画っていうのを、徳育がそこで設置されるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:01	そうするとよく言い方は良くないかもしれないんですけどセンコーとかは、念のためって表現がいいのかは、悪いのかわかんないんだけど、そういう意味でも入れてるところがあって、
0:57:12	あとは
0:57:14	5時35ページのところの、
0:57:17	例えば
0:57:19	KK坊主の中でいうと系統図A-POSっていうのが、
0:57:23	あると思うんだけど、
0:57:26	こういうのを全く変えとかなくて大丈夫ですかっていうだけなんですけどね。
0:57:36	いや実施簿っていらないうんというならいいんだけどね。
0:57:41	よく、
0:57:44	最終的に、
0:57:46	区域区画が決まるのが工認なので、
0:57:49	そうする等、今の時点でいらないのでもう削ってきますっていうのも一つの考え方なんですけど、よく、
0:57:57	柏崎とかでも、島根でもやってると思うんだけど基本的に区域等で3時間耐火って言いながら、
0:58:03	ここにいたら、
0:58:05	区画を作んなきゃいけない1時間プラス自動消火とか、
0:58:08	そういうのが発生したりするじゃないですか。そうすると、要は基本方針に書いてなかったら、
0:58:15	許可整合の話がまた、
0:58:18	工認だけでおさまらず許可をし直すのかっていう議論とかも、
0:58:22	呼ぶときがあるので、そこは事業者の方でよく考えていただければなと思います。以上です。
0:58:35	規制庁大塚です。これちょっと、庁内打ち合わせしますので一旦中断します。
1:14:07	はい。規制庁大塚です。
1:14:09	打ち合わせの方ありましたのでヒアリングの方再開したいと思います。
1:14:14	続きまして比較表の、八条本の38ページをお願いします。
1:14:29	項目なんですけど、
1:14:33	泊の記載で括弧Aで屋外の火災区域、
1:14:37	カッコディーゼル発電機燃料ゆ
1:14:39	貯油槽っていうのがあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:41	次が一
1:14:43	A B Cになってまして、次はピット室ってことで、具体的な
1:14:47	部屋の名前書いてあるんですけど、
1:14:55	大井の方はですね。
1:14:57	ちゃんと具体的なエリア、
1:15:01	その記載の上にですね、もう一つ項目大きい項目を設けていて屋外の火災区域とか、
1:15:08	次のページのbポツの、
1:15:10	項目を設けたりしてるんですけど、泊の方は、
1:15:15	括弧B括弧Cの具体的なエリアの上にですね大きい項目は設けなくていいんでしょうか。なんか（エ）のところだけ、
1:15:26	なんでしょう。ちょっとカテゴリーとしてはB Cと何か違うように見えたんですけど。
1:15:52	多分大井の方が多分記載順がちょっと変わった。
1:15:57	出るのかなと思ってまして。
1:16:00	ポツの屋外の火災区域の中にA BがあってまたA Bってなるんですけど、
1:16:07	2回目のA Bは多分下の次のページのbポツの下に入るんじゃないかなと思いますので、
1:16:17	ちょっと、北海道竹田でございます。正田邸を踏まえて必要であれば、今屋外の火災区域ディーゼル発電機の前に、
1:16:29	Bって書いてるからちょっと難しいですけど
1:16:32	サブインデックスみたいな形で、屋外の火災区域と可燃物が、
1:16:38	設置状況により発電しても、県民が充滿しない区域等を、
1:16:43	当章立てをして、
1:16:46	記載を適正化。
1:16:48	したい。
1:16:50	どう。
1:16:52	いやでもこのままでも読めるようにする。
1:17:12	わかりました北海道竹田でございます整理としては、
1:17:16	ここで言いたいのはディーゼル発電機貯油槽だけですので今、（エ）で屋外の火災区域、加古ディーゼル貯油槽って書いてるんでここを改めて屋外の火災区域各ディーゼルとではなく、（エ）。
1:17:30	ディーゼル発電機燃料貯油槽という記載にしたいと思います。
1:17:37	規制庁大塚で承知しました。あと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:40	その大井の方で、順番入れ替えるときはですねちょっと順番で書いたことがわかるように、
1:17:46	他の条文ではやっていますけど、表記の方お願いします。
1:17:51	北海道竹田でございます順番を井野レファラーを入れ替えた場合は、わかるように記載したいと思います。
1:18:03	はい。規制庁大塚です。
1:18:06	続きまして八条本の42ページをお願いします。
1:18:18	女川記載でCポツの記載で、
1:18:24	真ん中辺の赤字ですね、全域ガス消火設備の自動起動用の煙感知器と熱感知器は、
1:18:31	当該火災区域または火災区画に設置した固有の信号を発する異なる種類の感知器とするっていうのがあるんですけど、
1:18:40	これは泊には記載しなくてよろしかったでしょうか。
1:19:18	基本的に自動消火装置を起動させるものというのは、
1:19:24	その区域区画に設置した感知器によって動作する設計としてますので、
1:19:33	キソイを、
1:19:41	そっか、共有するか。
1:19:47	そうか。
1:19:54	北海道電力の平田です。こちらの記載につきましては女川全域ガス消火設備の機器、自動起動用という言葉が記載ありまして、
1:20:04	泊の場合は普通の自動消火設備用とは別の区域区画に設置する感知器、こちら兼用した上で
1:20:15	自動消火設備を動作させるので、ちょっと誤解を招く記載になるかと思ひまして泊はこの記載をしていないということになってございます。
1:21:00	規制庁大塚です。承知しました。ちょっとですね理由については、
1:21:05	そういう理由欄の方に記載いただいてもよろしいでしょうか。
1:21:11	北海道電力の平田です。はい、了解しました。そういう理由欄の方に記載したいと思います。
1:21:31	ちょっと、ちょっと火災対策室の齋藤です。ここの部分ですみません念のために確認なんですけど、前回消火設備のご説明いただいた時に、イナートガス使う話があったような気がするんですけども、ここは伊奈とガスを使う話ではないってことでよかったんですけど。
1:21:55	要はあの前、前回ご説明いただいたとき2aとハロンと二酸化炭素と、確か私の記憶だとイナートガスを使うっておっしゃってたような気がするんですけど。ここの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:06	書いてあるこの今のこの紙の話になってるCポツのところについては、今、後は論と二酸化炭素になるだけしか書いてないんですけども、イナートガスは書かなくていいってことですよねっていう。すみません。確認だけです。
1:22:19	8条の消火対象物に対してイナートガスを設置してるっていうところはない。
1:22:25	ということです。
1:22:31	規制庁大塚です。続きまして、八条本の43ページをお願いします。
1:22:39	(エ)の原子炉格納容器のう。
1:22:43	最初の記載で、原子力の容器内に自動消火設備を適用。
1:22:48	スルートした場合、場合、飛んで原子炉格納容器内全体に消火剤を
1:22:55	充満させるまで時間を要する。
1:22:57	という記載があるんですけど、ここ大井の記載だと、
1:23:02	傘
1:23:05	ガス消火設備を適用するとした場合っていうふうに、
1:23:09	記載があって、
1:23:11	消火剤の種類が読みトレますけど、泊の方は、消火剤の種類が読めとれなくて、
1:23:21	この記載っていうのガスガス形の
1:23:25	消化を適用する場合の期さだと思う。
1:23:29	て、
1:23:30	何か自動消火のことを言いたいのではないのかなっていうふうに思ったんですけど。
1:23:36	北海道竹田ですおっしゃる通り、こちらは充満させる消火剤を充満させる議論であって自動化指導課は関係ないと思われるので、
1:23:46	これは大井さんの表現が正しいと思いますので、
1:23:49	ガス消火設備を適用するとした場合と表現を改めさせていただきます。
1:23:55	規制庁大塚です。お願いします。
1:24:04	規制庁大塚です。続きまして八条の本47ページお願いします。
1:24:19	泊の記載で、括弧Bの使用済み燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアのところで、最初のパラグラフの最後の文章で、
1:24:30	火災の発生並びに煙の充満の恐れはない。
1:24:35	という記載があるんですけど、
1:24:37	38ページですね38ページの方に、高温停止、
1:24:44	低温停止の項目がありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:51	燃料取扱。
1:24:53	取替用水ピットとかあと補助給水ピット。
1:24:57	の記載には、煙の充満という記載が、
1:25:01	ないんですけど、さっきの 47 ページの放射性物質の貯蔵閉じ込め機能の項目には、
1:25:09	煙の充満という記載があって、
1:25:12	ここ記載がちょっと異なっている。
1:25:15	もう何か理由があるのでしょうか。
1:26:20	北海道竹田でございます
1:26:22	本 47 の方はですね。
1:26:27	センコーさんの女川さんと構文合わせるというところで、
1:26:32	火災の
1:26:34	発生及び煙の充満の恐れがないという、
1:26:38	ところ
1:26:39	記載
1:26:40	いてですね。
1:26:53	少々お待ちください。
1:27:24	北海道電力の平田です。弊社の方
1:27:28	比較表の 38 ページにあります通りホエーとピット室につきましては、大井の記載を見習いまして、最後消火活動が困難とならない場所として選定すると記載してございまして、
1:27:39	今言われました 467 ページ廃液貯蔵ピット室、こちらにつきましては、前半の部分は、弊社の燃取ピットと同様な書き方をしていたんですけれども、
1:27:51	後半の部分につきましては、女川の廃液復水貯蔵タンク、こちらをちょっと横並びに合わせるという意識がありまして、今それに合わせた記載となっております。その結果、
1:28:03	弊社の資料の中としてちょっと、記載の統一されていない部分がありますので、基本的にピット構造という部分でいけば、大井と同じになりますので、江藤廃液貯蔵ピット室の記載につきましても、
1:28:16	燃料取替用水ピット室と同様な記載に修正したいと思います。
1:28:25	規制庁大塚で承知しました。お願いします。あと同じようなことで、
1:28:31	47 ページの方には、大井の
1:28:34	青井大井じゃなくて、
1:28:39	あ、すみません、38 ページの方には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:42	ピット室の最後の記載で消火活動が困難とならない場所として選定する っていう記載はあるんですけど、
1:28:50	47 ページの方には、その記載がないので、ここもですねちょっと統一を 図っていただけると。
1:28:58	はい、助かります。
1:29:02	北海道電力の平田です。
1:29:04	はいそのように修正したいと思います。
1:29:07	はい。
1:29:08	規制庁大塚です。お願いします。あと同じページで、
1:29:12	例えば、47 ページの廃液貯蔵ピット室の記載だと、1 行目にですね、廃 液貯蔵ピット室は、
1:29:20	金属に追われておりっていう記載があるんですけど、
1:29:24	その下の括弧Bだと。
1:29:28	どこが金属に覆われているかと書いてあって側面と低迷は金属に追われ ておりって記載があって、
1:29:34	その項目によってですね場所が書いてあるものと書いてないものがある ので、ここもちょっと統一を図ってください。
1:29:43	北海道竹田でございます場所も、表現を合わせるようにいたしたいと思 います。
1:30:24	規制庁大塚です。
1:30:26	続きまして八条の本 48 ページをお願いします。
1:30:36	記載で真ん中辺になお書きがあるんですけども、
1:30:39	この
1:30:43	消防法施行規則を踏まえてっていう記載なんですけど。
1:30:50	42 ページの方。
1:31:00	にはですね、
1:31:02	同じような記載で、
1:31:03	記載のところ消防法施行規則を踏まえてって記載はないんですけど、
1:31:09	ですね、この記載出るかどうかってところをちょっと統一を図って ください。
1:35:06	規制庁大塚です。ではここについてはですね文章内で記載の統一を図っ てください。
1:35:14	続きまして、八条の本の 51 ページをお願いします。
1:35:20	泊の一番上の青字のところで、使用済み樹脂貯蔵タンク室の記載なん ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:28	2パラ目の従っての記載で、使用済み樹脂貯蔵タンク室は、消火設備を設置しない設計。
1:35:36	というふうに書いてあるんですけど、
1:35:39	ここは感知器は、
1:35:40	置くということでよろしいか。
1:35:43	どうですか。
1:35:44	その間、
1:35:45	聞きおくのであれば感知器を置いて消火設備を置かないという考え方についてちょっと説明をお願いします。
1:37:14	宗。
1:37:14	北海道竹田でございます 40 本 49 の前のページの d ポツに書いてます。
1:37:20	火災発生時煙の充満放射線の影響により消火活動が困難とならない、区域区画に対する消火設備という記載のくだりで、
1:37:30	今はこちらについては、使用済み樹脂貯蔵タンク室については、消火設備を設置しないというところで、
1:37:40	言いたいことが出る。
1:37:44	すいません火災対策室の齋藤です。ここで、その部屋そのものには、消火設備は置かないですけれども、もしその、
1:37:55	感知をし、火災の感知をした場合、
1:37:59	どうやってその消火をするのかみたいな話について、
1:38:04	設工認の時にきちっと説明できますかっていう話を多分大塚からは聞いてるんだと思うんですけれども。
1:38:13	そこ大丈夫ですかっていうちょっと念のための確認です要は先行の
1:38:18	樹脂貯蔵タンク室Ⅱに、の感知器を隣の部屋で確認しますとか、そういう場合には、要は、穴から伝って感知するけれども、
1:38:30	実際に消火するときには、例えば上、上にある何だっけマンホールのところから確認して注水しますとか、
1:38:38	ということでその部屋そのものには置かないけれども、場所については、紹介を十分に行うことが可能ですみたいな、そういう話をした上で起きませんっていう確かさ。
1:38:50	置いてませんみたいなそんな話になってたと思うんですけれども。
1:38:54	そういう感知はできる形、感知消火という弁で切った場合ですね、この火災区画としてこの部屋も含めて消火設備はその部屋には置かないけれども、
1:39:05	その区画として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:07	きちっと消火活動できますかっていうことについて答えることは可能ですかっていうことですけども。
1:39:14	基本的にはセンコーさんと同様にですね今、一般エリアで、その一般エリアというのはハロンガスや消火装置がついてないエリアについては、
1:39:24	手順を定めて、今案として定めてまして、当直の方で、
1:39:29	夜間とか、状況によるんですけども基本的には火災を総合操作盤で感知したら、消火可能な用意をして現場にいて、水消火の消火栓で消火するという手順で、
1:39:41	こちらの場合においても、線量が高いエリアですけども、開口部が一部ありますので、そちらから注水するというような手順になっていくということでございます。
1:39:51	火災対策室の齋藤です。わかりましたであれば逆に言うと、
1:39:57	何だ、例えばですよ。従ってみたいなところで使用済み樹脂貯蔵タンク室は、周りのところから注水する等により消火活動を行うため、部屋そのものには火災消火設備は設置しないとかですね。
1:40:12	そういう書きぶりだっていいんじゃないですかっていう話だったらどうされます。
1:40:24	あればですね北海道竹田でございます大井さんの記載で消火器消火栓で消火を行う設計とするということもありますので、
1:40:33	消火設備を設置せず、消火器。
1:40:37	消火栓で消火を行う設計とするというような記載もあろうかと。
1:40:43	思います。
1:40:45	博士の齋藤です。
1:40:47	ちょっとまた、
1:40:51	規制庁を使うそうですね
1:40:54	今Cボツ、括弧Cの話ですけど括弧、括弧Bのところはそもそも感知器を置かないところ、
1:41:01	御説明だったので、それと同じような記載ぶりで、
1:41:05	括弧Cの方も、消火設備を、
1:41:09	設置しないっていうふうに書くとちょっと
1:41:11	自分としては違和感を感じたので、ここは、部屋の方に消火設備を置くのではなくて、人力で消すので、外から持ってくるっていう趣旨。
1:41:21	だと思うのでそういうところは確かにわかった方がいいかなと思うんで、
1:41:26	大井の方の記載であればそれが読めるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:30	ようになっていますので、
1:41:32	そちらの方がいいかもしれないですね。
1:41:38	あと、消化が何らかの方法で可能であるということも含めて読めるようなことを考えますと、やはり大井さんの表記がありますので、そういった記事を、
1:41:49	に改めたいと思います。
1:41:54	規制庁大塚です。お願いします。
1:41:59	えっと後ろの方の別添補足の方は今日の方の、
1:42:02	配布資料で、
1:42:05	今日の29日付の資料1-4ですね。はい。
1:42:20	資料1-4の、
1:42:22	八条別1、
1:42:25	C5の21ページをお願いします。
1:42:29	8条別1号、21です。
1:42:39	燃料取替用水ピット室の、
1:42:44	写真なんですけど、ちょっとぼけて、
1:42:48	わからないので何が何だかわからないので、できれば、女川のようにですね、
1:42:53	床面が見えるような写真をつけていただくと助かります。
1:43:04	北海道電力の石黒です。こちらの部屋がですね
1:43:10	技術管理区域で等、汚染区域となっておりますちょっと当社の都合なんですけども、入室することが大変困難な
1:43:18	ちょっとさ、過去にあった写真をそのまま、
1:43:22	用意させていただいておりました。
1:43:26	なので
1:43:38	確か温度が高くてそういうそうですね。はい。
1:44:01	室内の様子がわかるような形でお示しできるように、
1:44:10	床面、そうですね流出したところ、
1:44:14	はい。
1:44:20	はい。そういった写真を、はい。憩するように、
1:44:25	したいと思います。以上です。
1:44:28	規制庁大塚です。お願いします。写真が難しければ、
1:44:32	図でいいので
1:44:35	床面がわかるような、もうちょっと大きい図を載せていただければ大丈夫です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:16	はい、規制庁大塚です。阿藤。
1:45:21	IV-23 ページですね 2 ページ社先の廃液貯蔵ピット室も同じで、
1:45:28	確かこの前聞いたときに外が扉の、
1:45:31	部屋の中じゃなくて、部屋の外側の外側から撮った扉の、
1:45:36	写真ということだったので、こちらですね。
1:45:39	楽しい中の写真が取れるのであれば、仲野先生に帰っていただくか、
1:45:45	ちょっと難しいようであればですね
1:45:48	図の方でその入ったところの床面がわかるような図を載せてください。
1:45:58	区の石黒です。
1:46:03	そうですね前回はそういったコメントいただきましてわかるような形でということで平面図と立面図の方、
1:46:10	載せさせていただいたものなんですけれども、
1:46:13	こちらでちょっと橋場っていうのがどのような形であるかっていうのを
1:46:18	わかるかというふうに考えましてこのような図を載せさせていただいたものとなっております。ちょっと入室が厳しいため、
1:46:46	はい。規制庁大塚です。阿藤。
1:46:50	廃液貯蔵ピット室で、
1:46:54	今写真がついてるこの扉っていうのは、その下の第5-11 図のところと言うと、
1:47:01	ピット。
1:47:06	なんででしょう水があるところの、
1:47:09	すぐ上のところろう、
1:47:12	がこの扉のところってことでよろしかったですか。
1:47:16	はい北海道電力の石黒です。
1:47:19	廃液貯蔵ピットの
1:47:23	扉、
1:47:24	扉マークの上にある階段みたいな形。
1:47:29	三本線が入ってるような、
1:47:31	位置を北側、図面見て上側から、
1:47:35	撮影したいもの、
1:47:43	あ、規制庁お疲れ様承知しました。で、
1:47:46	火災区画としては、
1:47:49	5-11 図の方の全体では、一つの課題。
1:47:54	高久というわけではなくって、
1:47:56	あれですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:58	廃液貯蔵ピットは一つの区画でB廃液貯蔵ピットは一つ。
1:48:07	区分けになってるんでしょうか。それとも、
1:48:10	この11ゾーンで一つになってるんでしょうか。はい。北海道電力の石黒ですこちら廃液所蔵ピット室とB廃液貯蔵ピット室二つで、
1:48:21	一つの火災区画に設定しております、5-11図でいうと、色のついて、色のついている二つの部屋が一つの区画でその上にある白抜や、
1:48:33	白色の部分はまた別の区画。
1:48:36	というような設定となっております。
1:48:40	規制庁大塚です。承知しました。
1:48:43	床面限られてるってことで可燃物は置けないようになってるってことで理解しました。
1:48:57	規制庁大塚です。続きまして八条の月1、7、
1:49:02	. 1-1ページをお願いします。
1:49:07	8条。
1:49:08	別1、7.1-1です。
1:49:23	系統分離対策についての説明の資料なんですけど、
1:49:29	項で説明している内容が、2区分ですねトレンとBと0について書いてあるなんですけど、
1:49:36	先日ですね区域区画図を見ていると、もう一つトレンがあるってことがわかったんですけど、Yトレインでしたっけ。
1:49:46	そのYトレインについてはここには書く必要がないのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
1:50:01	難しい。
1:50:03	北海道竹田でございますYトレインは、
1:50:07	確かに存在していて、充填ポンプ室などが、
1:50:12	Bの充填%ポンプが、基本的にAからも受電Bからも受電可能なものとして一応Yという名称にしてるんですけども、
1:50:22	その設計時点の整理等、現状の整理を考えたときに、
1:50:26	今後、弊社としては、基本的には、トレイン
1:50:30	に属するものとして、Bトレンでも受電可能というようなところで、そこをきちっと分けて管理したいと思います。
1:50:43	規制庁大塚です。承知しました。
1:50:51	続きまして、
1:50:55	2枚めくったところなんですけど、八条別1C7.1-5ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:03	そうですねここもちょっと先日お聞きした話だと、
1:51:09	今ここに示されてる内容と変わっているというふうにお聞きしたんですけど、ちょっと変更点についてですね、ご説明ください。
1:51:20	北海道電力竹田でございます。基本的にこのリストは、いえ、幾分異なる異区分のエリアに置かれた異区分の、
1:51:31	機器のリストということで、女川さんにもあり、北海道電力泊でもこちら存在しているということだと、
1:51:39	基本的には三つの、3時間耐火、6メートル感知消火、1時間耐火、感知消火という三つの方策によって系統分離をするということとございました。
1:51:52	ほで、
1:51:54	基本的にホウ酸ポンプ室は、1時間耐火検知消火ということで系統分離するというふうに関ここを記載してますけれども、
1:52:03	こちらの方区画を、
1:52:05	分けさせていただいて、基本的にこのホウ酸ポンプ室A-4-02につきましては、
1:52:13	区画を二つに分けるとということで、記載したいと。
1:52:18	記載を改めさせていただきたいと考えてございます。
1:52:24	規制庁大塚です。ホウ酸
1:52:27	注入タンク、
1:52:28	物質のところは区画を分けるということで、ホウ酸ポンプ、すみません、三分失礼しました、ホウ酸ポンプのところは分けるということで、
1:52:38	この表から落ちるとということで承知しますと、あと、
1:52:45	上の表の上の方の、
1:52:46	2.3ところの文章の説明ではですね、
1:52:53	火災防護対象機器であるポンプ電動弁。
1:52:56	制御盤等という記載があるんですけど、
1:52:58	ここは先ほどのポンプは、
1:53:01	対象外なのでなくなるとして、あと、
1:53:05	電動弁の方は非常にたくさん載ってまして、あと制御盤のほうが記載がなく、
1:53:12	まず制御盤の方が記載がないんですけど、該当するものがあるかどうかというところと、あと等に、
1:53:20	含まれる内容があるのかどうかというところをご説明ください。
1:53:25	はい。まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:28	電動弁以外に、資料を、次のページの1の-5のところに、下のRB-5-031 蒸気逃し弁というのが、
1:53:41	あるんですけども、こちらが空気作動弁になってまして、そういった意味でその電動弁と空気作動弁があるということで等を記載していますというのが1点と、
1:53:51	制御盤についてはこの前ちょっとお伝えしたときに、
1:53:54	私ないというふうに言ってたんですけど見方としては、現状、添1-5。
1:54:02	について、RBのサイン。
1:54:05	一番上の段に、タービン動給水ポンプ起動盤トレン、こちら四つほどです、盤があつて、これは今、1時間耐火+感知消火、
1:54:18	で、同一区画にあるということで今は記載させていただいています。
1:54:28	すいませんちょっと私トレンAっていうところに目がいて、軌道版というところの調節弁版ってところが抜けてまして、パーンというところで今、記載させていただいています。
1:54:45	規制庁大塚です。
1:54:50	これ、伴としては記載が漏れてることなんですかそれとも今表記のあるやつがばん、今のやつがバンと北海道竹谷今野谷津がここ書いてます起動版、
1:55:01	トレンAとAトレンの起動版がありますというような形で、2回、四つほど版が同一区画にあるということでございます。
1:55:13	規制庁大塚です。そうしましたら、
1:55:16	このちょっと制御盤については、どういうカクウ
1:55:21	になっていて、区画の中でどういう、その盤がどういう配置になっているのかっていうのをちょっと確認したいので、
1:55:28	ちょっと栗城区画図載ってるんですけどちょっと、
1:55:33	図を、この区画だけ大きくしたものをですね、ちょっと載せていただいてもよろしいでしょうか。
1:55:39	阿藤。その1時間耐火筆記ですよね。
1:55:42	1時間耐火駅をどういうふうに設置するのかっていうのをわかるように、図の方、
1:55:48	ください。
1:55:52	北海道竹田でございますこちらの番1時間耐火ということで、区画とどのような対策をするかというのをわかるようなものを用意したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:04	補足説明資料に記載するという感じですかね。はい、わかりました。
1:56:14	火災対策室の齋藤ですちょっとこの部分で教えていただきたいことがあって、タイトルとしては、火災防護対象機器の系統分離対策って書いてあるんですね。で、
1:56:27	火災防護審査基準上は、
1:56:31	下、防護対象機器等防護対象ケーブル両方を指してるんですけども、ケーブルについてケーブルについて、何かそこら辺の書き分けをされたりしてるんですけどつけっというのをちょっと教えていただきたいんですねっというの、
1:56:49	一応火災防護対象ケーブルの中には制御盤とか電気盤を含むって話に書いてあったりするんで、
1:56:57	基本的には火災防護対象機器の中に、火災防護対象機器と火災防護対象ケーブルが両方あってその両方について、
1:57:07	ここについては行っていただいているのかなというふうにもとらえてはいるんですけども、
1:57:13	実際のところ火災防護対象ケーブルそのものについてはどういう対策になっているのかっていうのはどっかで言っているんですけどつけっというのをすいません教えてください。
1:57:22	江藤本部北海道武田でございます本部の方にもございますし今1のちょうど前のページの1-3にですね、
1:57:30	全景の区画は同一、安全系のケーブルは同一か閑空に混在してる場合は、こちらに書いてある1時間耐火感知消火を行うということでございます。
1:57:45	火災対策室の齋藤です。これ、あれですよケーブルそのもの話でこれ電気盤とか制御盤もここで含むような話になるんですか。
1:57:56	こちらは2、北海道だけで2.2点。
1:58:00	2.2は、こちらケーブルの対策を書いてまして、その前のページに、
1:58:07	火災区画の機器類の分離なんかについて記載したページとかあるわけです。
1:58:21	汗
1:58:23	あすいません火災対策室の齋藤です。ジャムすみませんそもそもの話になっちゃうかもしれないんですけども、火災防護対象機器って火災防護審査基準上は
1:58:34	可能性、高温停止で4停止に影響を及ぼす可能性のある機器をいうになって、ケーブルの方は、火災防護対象機器を駆動、もしくは制御するケ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ーブル、括弧電気盤や制御盤を含むっていうふうに書いてあるんですけども、
1:58:51	というのが一応火災防護審査基準上の話なんですよ。で、今回その北海道北海道電力としては、この火災防護対象ケーブルの中の電気盤とか、制御盤については、
1:59:05	火災防護対象機器としてとらえていると。
1:59:09	というような位置付けになってるということでもよろしかったですか。
1:59:15	いません北海道竹田です。ちょっと訂正させていただきます資料7の、
1:59:19	6-6。
1:59:24	統合後対象の機器ケーブルの選定というところがございまして、
1:59:37	はい。そちらは、4ポチのちょっと上のパラグラフに、ちょうど女川さんと同じくだりて、これら火災機器年って書いてその後段に、
1:59:48	制御するケーブル確保、電気盤、
1:59:52	いや、制御盤を火災防護対象ケーブルとするというふうに記載して、させていただけます。
2:00:00	それらに対して1時間耐火検知消火、
2:00:04	つまり3時間耐火を行っていくということでございますけれども説明上先ほどの資料で、2.2であるように火災防護対象ケーブルについては1時間耐火検知消火を行うということでございます。
2:00:19	ごめんなさいねそうすると今私の一つ前に大塚からお話させていただいたこの八条の別1資料7の、添付の1-4とか5とかの中に、2、
2:00:33	火災防護対象機器の系統分離対策って入ってあって、一番最初の添付の1-4のページのところで、ポンプ電動弁制御盤って書いてあるわけですけども、
2:00:45	この制御盤は、火災防護対象ケーブルではなくて火災防護対象機器の中に入ってるというそういう位置付けになってるのかどうかって、ただ
2:00:55	境界を確認してるだけなんですけれどもね。
2:01:02	火災防護対象の中は、
2:01:04	火災防護対象ケーブルのうち、電気バンバンと選んできた中で、こちらの対象となっているものを選んで記載したということでございます。
2:01:17	それと火災対策室のサービスの理解としては理解した、理解としてはわかったんですけども、そうすると火災防護対象機器とか火災防護対象ケーブルってリスト化された時にそのこの区別っていうのは、
2:01:30	きちっとできてることいいですよっていう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:34	もうすいませんそもそも論の話に話して大変恐縮ではあるんですけども、
2:01:38	北海道竹田でございます実際に系統分離を行っていくときにはその各ケーブルがA系に必要な機能を書きまして、それに必要なケーブルを抽出しまして、それらのケーブルが走ってるルートを、
2:01:51	書きまして、それぞれ1時間耐火、
2:01:54	検知消火3時間耐火が成立してるかというのを確認して系統分離を行うということでございます。
2:02:01	火災対策室の斎藤です。そうだとすると、逆に言うところの今の添付の1-4とか添付の1-5のところの表現で、
2:02:12	火災防護対象機器だけじゃなくて火災防護対象ケーブルも含んで、特別なこういうところに対してこういう対策してますよっていうふうな書きぶりでも、
2:02:21	いいような気もするんですけども、ここはやっぱり火災防護対象機器っていうことでいいんですねっていうすいません最後の確認です。
2:02:28	そのような目鼻のところケーブル全部書くと、とんでもない量になりますので基本的には、江原の盤を書いているというところでございます。
2:02:37	火災対策室最初とりあえずおっしゃってる意味はわかりました。
2:02:50	原子炉規制庁宮里この内容については私も理解はしていますそれで、
2:02:56	改めて言うと、今日午前中の市営原子力規制委員会の中で、この火災の系統分離の話がありました。
2:03:05	PWR全般に対してありました。
2:03:09	この系統分離ができてなかったと。
2:03:12	いう話があるので、
2:03:14	基本的には私は泊は、そう、今回の規制委員会で話をしたような特別な対応みたいな特別なその保安水準というものは、
2:03:24	越智稲井で、
2:03:25	系統分離ができる設計で我々を我々に対して提示しているというそういう認識でいいですかね。
2:03:35	ところで北海道だけです午前中の内容まで把握したわけではないんですけども、基本的には1時間耐火必要なところは1時間耐火でラッピングして、自動
2:03:45	消火を用いるというのが基本的な設計でございます。
2:03:49	はいわかりました。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:59	はい。規制庁大塚です。続きましてちょっと今の話に関連するんですけど、八条別1、
2:04:05	C7の点、5-4ページをお願いします。
2:04:13	8条別1、7、
2:04:15	添5-4です。
2:04:21	田井歌劇の説明のところで、
2:04:25	防護対象機器等が設置されている、今ケーブルトレイ機器。
2:04:30	ていうふうになってるんですけどここには制御盤は入なくてよろしかったですか。
2:04:48	北海道竹田でございますちょっとすいません、機器の中に入れるわけに先ほどの説明とそごを来たすので基本的には制御盤なり、
2:04:59	1時間耐火をするものであれば、必要と思いますので、こちらに先ほどの番を踏まえた、
2:05:06	記載を改めさせていただきたいと思います。
2:05:11	規制庁大塚です。承知しました。
2:05:13	衛藤。
2:05:16	火災対策室の佐治ですここに、すいません今、ケーブルトレイって言葉が入ってますけれども、電線管については、ここに記載する必要はないんですかね、とりあえず念のための確認なんですけども、
2:05:38	北海道竹田です電線管についても系統分離するので、そういった意味では、
2:05:43	ケーブルトレイ、
2:05:45	以外に電線管というのを加えたいと思います。
2:05:50	はい。両理解いたしました。はい。
2:05:56	規制庁大塚です。とりあえず私からは以上なんですけど、
2:06:02	ちょっと、はい。
2:06:04	結構やりましたのでここで休憩にしたいと思います。10分間でいいですか。
2:06:10	15分休憩をお願いします。
2:06:26	規制庁大塚ですそれではヒアリングの方を再開したいと思います。
2:06:30	あと他に規制側でコメントある方いらっしゃいますでしょうか。
2:06:35	火災対策室の齋藤です基本的には資料の1-1の部分を見ていくつもりなんですけど、今たまたまうぜ、先ほどの休憩前までの大塚のところで資料開いてて、
2:06:49	火災耐久試験のことについて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:52	たまたま開いてしまったんでちょっと確認をさせていただいてもいいですかね。
2:06:57	資料 8 条の、今日の資料の 1-4 の、
2:07:03	尻へと八条の別 1 の、
2:07:08	新資料の 7 市の 7 の、
2:07:12	添付の 5-5 っていうのを開いてもらっていいですか。
2:07:15	八条の別 1 の、
2:07:18	資料 7 の添付. この後、火災耐久試験が 2.1 って書いてあるところから、
2:07:25	なんですけどね。
2:07:29	まず、そんなに面倒くさくない話として、
2:07:34	次の添付の 5-6 のところに 2.1. 3 の
2:07:39	判定基準の話があるんですよ。この判定基準の話って
2:07:45	けっきょく食う。
2:07:47	その一つ前の段落のところにまた書いてある
2:07:53	国交省の大臣認定するときの性能の性能評価する時に使う
2:07:59	防耐火性の試験評価業務方法、いわゆる業務方法書ですけども業務方法書を使いますよと。
2:08:05	いうふうに書いてあって、ここについてはこういうふうになんて名ストレートに明確に書いてあるんですけども、判定基準になんて業務方法書に書いてある判定基準を使いますというふうに、
2:08:16	書いていないのかっていうのがそこがよくわからないんですけども、考え方を教えてもらっていいですか。
2:08:24	使われてるものによったりしてるところがございまして、例えばケーブル、
2:08:30	北海道竹田でございます。例えばですね資料 5-21 ページおめくりいただいて、添 5-8 とかっていうところは、
2:08:41	あろうかと思うんですけど、
2:08:43	例えばケーブルですと、加熱した後 205 度ぐらいで融点なりが出てきて機能を失うっていうところがあるので、それはそのケーブルユニークな判定基準を用いて、
2:08:54	何だろう機能維持するっていうのを確認、さらに、その炎が出ないとか、何だろう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:01	ひび割れしないとかっていう以外に、その対象ケーブルがきちっと機能維持するっていうところも持ってきてるといようなものがございます。
2:09:11	火災対策室の齋藤です。
2:09:14	まずあの人シキイ合わせをちょっとしたいんですけども、耐火性能っていうふうに言った時に、ISOの834の加熱試験をした場合には、
2:09:25	耐火性能は基本的には、耐炎等、耐熱の二つを両方とも満たすと。
2:09:33	いう考え方だと思うんですね。
2:09:36	逮捕のは基本的には、
2:09:41	後、
2:09:42	要は、加熱面の反対側に炎が出てこないというだけの話で、耐熱っていうのが、基本的には
2:09:52	こういった耐火兵器の場合、耐火兵器の場合には非常に重要で、
2:09:58	耐熱基本的には裏面を
2:10:03	試験体の裏面に置いて、一定程度の温度が上がらないと。
2:10:09	いうことを確認するのが火災耐久試験だと思うんですね。実際にその火災耐久試験の中で、
2:10:16	一部、
2:10:19	いわゆるISOの判定基準に沿わないものについては例えばその250、トータル200度にならないとかですね、そういうものについては、原則じゃなくて例外だと思うんですね。
2:10:32	私の理解って今ここまでの話で、間違ってる話あります。
2:10:42	基本的にはそのご認識でいいと。
2:10:47	はい。火災対策室の齋藤です。
2:10:52	何も、ここで言いたいかっていうと、
2:10:56	もう逮捕のは基本的には、そんなでもないですけども耐熱の話なんですよ基本的には。
2:11:03	タイムⅡだと基本的には裏面多分、
2:11:07	通常は140ケルビンとかそんなもんだったと思うんですけどもすいません間違ったらごめんなさいえっと、大体140ケルビンぐらいだと思うんですね性能評価試験の業務方法書で書いたので、
2:11:20	それ以外に、耐火ヘキ以外のもので、例えばケーブルとかで205度使いますというのであれば、
2:11:27	そういう言い方をされればいいと思うんですけども、何かそこを何でここで判定基準のところ、少し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:35	こういう言い方で止まってしまってるのかなというのが一つと、あとその次のページの2.3、
2:11:44	編の5-7かな、添の5-7から手の5-8にかけて、
2:11:48	鉄板の耐火能力の話があるんですね、鉄板って耐火能力って、何で裏面じゃなくて、
2:11:55	はず。裏面から距離を離しず、
2:12:02	温度計ってるのかなというのがよくわかんないなというのがですね。
2:12:06	それがもう一つの疑問なんですけども。
2:12:10	これは私のとらえ方が間違ってますひょっとして、一般の方は、
2:12:16	あのですね、これ、PもBも一緒なんですけれど、
2:12:20	基本的にこちら、
2:12:22	書いています。例えば鉄板ですと、えっとですね最終的にどこになるかという、
2:12:29	5-添5-9なんですけれど、
2:12:33	結果としていただけだと。
2:12:35	基本的に鉄板の裏手厚地になってしまいますんで、ケーブルが解けないっていうと、鉄の板と空間を組み合わせて、本堂を図りまして、離隔距離を含めて、その205度未満になるためには、
2:12:49	何ミリ必要かっていうところを、
2:12:51	試験していたと、その空間で1時間耐火をなすということで、板と空間の組み合わせをこちらに持ってきて記載しているというのがPPB共通したところだと思う。
2:13:04	火災対策室の齋藤でそこがよくわかんないんですねっていうのが要は鉄板で、基本的には、
2:13:11	要は大砲は別になんのは、議論する余地もなくて、耐熱のところだけなんですけども、
2:13:20	何で空気の断熱層、
2:13:22	空気断熱を持たせて、それ評価しなきゃいけないのかっていうのが、
2:13:27	よくわかんないんですねよやしかもその空気の断熱を持たせるときに、断熱層として持たせてるのか、それとも放射熱を距離として取って影響軽減を行っているのかってのはそこがよくわからないんですけども。
2:13:41	もしこの条件って基本的にはもしその鉄板からある程度話すのであれば、できますよっていうのはそれはそうなんですけども、火災体型試験って基本的に、
2:13:54	この鉄板のどちらかに、例えば耐火シートとかを貼ることによって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:00	耐熱の部分って多分影響軽減できると思うんですけども、それをなぜやらないのかと。
2:14:05	というのが、すみません、そもそもの話として、なんでそういう議論に達するのかなあというところをです。
2:14:13	ちょっと教えていただければなというそういう話なんですけど。
2:14:19	北海道竹田でございますなんていうと、
2:14:25	3時間耐火でトレイを構造体を巻くようなところは外から音して、中が、その溶ける温度にならないっていうような試験をしてますし、ここについても、
2:14:36	確かにその普遍的に板を、その1時間耐火材として、どこでも使うとした場合には、何かその構造体を成して、裏に、
2:14:46	断熱材がっていうふうになるかと思うんですけど、この場合は板と空間で、1時間耐火をなすためには、離隔としてどのぐらい空気層が必要かということを含めて、
2:14:57	試験をして、その距離離すっていうことで、建材だと、床とか、壁とかを普遍的に使っていくので、人が火傷しないとか火事が起こらないというところで、規格基準あるかと思うんですけど。
2:15:11	この場合は、ケーブルの、
2:15:14	保護という観点では205度というのがあって、板と300何ミリというところで、離隔する性能を有するという試験をしているということでございます。
2:15:26	火災対策室の斉藤です。例えばですよ、これはもしそのまま火災の1時間の耐火でやるって話になると、ケーブルトレイとか多分鉄板とかで、
2:15:37	できてますよねとケーブルトレイができてる時ある中で、
2:15:43	この話を真面目にやろうとすると、ケーブルトレイの例えばこれはケーブルトレイとした場合にですよ、ケーブルを浮かせて配線するって話になるわけですけども、
2:15:55	ケーブルとその鉄板の関係ということについて言えばですね。
2:16:00	そういうことを意味してるってことになるんですけども、でも実際にはケーブルトレイの上に直接置きますよねって。
2:16:07	だからそういう意味でいくと、この話ってじゃあどこに使うんだみたいな話に、
2:16:12	なってしまわないかなっていうのがですね。
2:16:16	だからどこを対象にした話なんだろうかと。逆に言うと、空気の層をつくるということは、基本的にはその空気の層は一切崩れないような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:27	場所でしか基本的には施工できないことになるんですね。例えばその部屋の中の電気盤とかの、
2:16:34	電気盤とかそういう鉄板と、要は鉄板とかであってその人が歩けるところって言ったらそれは本当は使っちゃいけないことになるはずなんですよ。ね。こういう。
2:16:45	考え方をとった場合には、
2:16:47	何かそういうところでこの話ってどこに使うんだらうなっていうのが、正直
2:16:54	今の竹田さん、北海道電力からの説明を考えた場合に、どこにこの試験使うんだっていう話がですね、そこがちょっとよくわかんないなと思ってこう見てたんですけれども。
2:17:11	P B、よくあるのは
2:17:14	何
2:17:15	ポンプが、
2:17:17	れてるところの間に板を置いて、距離を離してっていうようなところはあるかと思います。弊社でも、現時点ではそれを採用したところはないんですけれども、
2:17:27	例えばホウ酸ポンプ室ですと、
2:17:30	1時間耐火材のパイロジェルだとか何か、ガラス繊維だかなんかを使った耐火材を設置してるんですけれども、広く使われてるのはポンプ2台、何メートルか3メートル。
2:17:44	とか4メートル離れて設置してるようなところに、鉄の板を置いて、
2:17:48	それで距離が離れて、影響がないっていうようなことをしているということでございます。
2:17:56	対策室の齋藤ですが、基本的に、ただそうすると、その間に人は通らない可燃物はお金みたいな管理をしていますみたいな話が、条件みたいになってしまうんでいや基本的な人が入れないような空間とかでこういうことをやってますって話であればまだわかるんですけどねっていう。
2:18:13	本来はだから、なぜ最初にこの話たい。
2:18:17	耐火構造とか耐火兵器とか、火災耐久試験の話をしたかっていうと、あくまでもその試験っていうのはISOの834とかで下の理念で考えた場合はですよ。
2:18:28	疑問だったはずなんですよ。試験体の。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:31	0 理念そのものが工程に触れられるような程度になるっていうのが基本的な考え方でだからコンクリートとかそういったものについては、こうした考えを使っていて、
2:18:43	そこを、実際の3時間耐火平均のところっていうのはしっかりとした、そういうコンクリートの厚みを持った構造になってるから大丈夫なんですっていうそういう説明になってるはずなんですけれども。
2:18:54	この鉄板のところについてだけはもし使ってないというのであれば、それはそれでいいんですけれども、とりあえず、
2:19:02	何でこの話が成り立つ、こっから2.3の部分については何でその話が成り立つのかなと。
2:19:09	いうことについてはすいません私はすいません若干もうちょっとこの部分を使われるのであれば、技術的な補足をもうちょっとしていただきたいなと思ってますのでよろしく願いいたします。
2:19:24	宮尾ですけど、これ先行もこれやってるので、ここに疑義があるとかってやってるわけじゃないんですけど、例えばその後の8のやつはこれ基本的にはこれはケーブルダクトで、
2:19:35	使うやつで、要は空間が1.6ミリなの、それが1.6mmに対してのやつをやってますよと。
2:19:42	これはケーブルダクト対象だよな。
2:19:46	距離を見てるのは、おそらくけど次のページのやつでこれは機器の間を、
2:19:51	やつをやるので、多分その2種類を使ってますよと、多分そういう話だと思うんだよね、まず前提として、だから機器に使う目的のやつと、
2:20:04	あれが違うと思うんだよね。
2:20:06	その辺が、だから今、室長が言われてる話を踏まえて、どういう場合に使うかっていうのをよく認識した上で、
2:20:14	ここの説明ができるようにしておいてください。以上です。
2:20:19	すいません、ついでにね、ポジティブなことをちょっとだけ言うとその次の添付の10のところに鉄板+発泡発泡性耐火被覆の話が入ってますよね。
2:20:29	だからこれって多分さわれるようにするためには、裏面の部分を、
2:20:34	このようにするために、
2:20:36	やってるんだと思うんですよね。この資料7の添付の中で泊ところには何も書いてないんですけども、他の市の施設で書いてあるやつはそういうそこら辺も含めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:47	ちょっと説明できるようにしといてくださいねっていうところだけすみませんが、
2:20:51	お願いいたします要は、要は対ISO83を使うってところについては多分共通認識を取れてると思って、そこから先、基本的なその試験条件とか試験結果についても多分安藤
2:21:05	共通認識を持てていると思ってはいるんですけど、一部のそのやり方についてですね。
2:21:10	きちっとその前提条件とか、ここ絶対大丈夫ですみたいな話が、
2:21:15	ないところの話のところ、
2:21:18	やっぱりちょっと技術的に説明した、してくださいって話になりますのでそこだけすみませんがよろしくお願いいたします。すいません、資料1-1に戻って、
2:21:29	ちょっとすいません
2:21:34	私のちょっと疑問点を順番に教えていただければと思います。
2:21:53	この資料1-1ってすいません今から確認させていただくときに、
2:22:00	今日の資料1-1ですよ。はい。これって、市況の資料1-6とかとあわせて、どういう感じで審査会合のときに使っていこうと思ってるかだけ、すいません
2:22:14	目的というか何か今後のその審査会合との関係についてちょっとすみませんどういう使い方しようかっていう考え方だけ教えていただいていいですか。いやそれに従って
2:22:25	お話、確認していかないと多分北海道電力の2度手間をさせてしまうのはちょっと私も不本意なんでちょっと使いこの資料1-1の使い方をちょっと教えてください。
2:22:34	北海道竹田でございます前回前半で、24日に説明した日に、一通り
2:22:46	説明する資料というのは、1月24日にも示しているし、泊の場合は、2013年14年に1回ご説明しているという中で、
2:22:56	最新知見を踏まえて何か変わったところだとか、論点っていうところを、説明しなければいけないという認識に立っていますと、その場合、今こちらお示ししてる中で、
2:23:06	当時は2013年と14年に説明した中で、格納容器内の消火っていうところは、審査会合で説明してるんですけど、中央制御室の安全系コンソールっていうところは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:19	ヒアリング段階ではいくつかご議論いただいて、指摘もいただいてご回答してるんですけどもこちら説明したことがないということで、もし説明するとすると、論点としてはこの安全系コンソールを、高浜以降、
2:23:35	8年度が9年経ってますから、もう、そこら辺を説明するのかなとそれ以外のところっていうのは、
2:23:41	当社が何かユニークで、変えてるところがあるかっていうと基本的にはないと認識しているので、そういった意味では、論点と言われると、今は
2:23:53	コンソールと、
2:23:55	のところ
2:23:57	とは思っておるわけなんですけれども、
2:24:01	わかりました。そうした認識の上に立って、すみませんちょっと確認させてくださいねえっと、
2:24:11	最初なんですけど4ページのところ2
2:24:16	感知設備の話入ってるじゃないですかこの部分は、基本的には使わないってことになるんですかね。そう。
2:24:25	当社としては、先ほど審査会合の指摘事項回答をまず感知器の考え方として全面に説明しますので、そういった意味ではこちら説明し割愛し、するかなと思ってます。
2:24:38	はい。わかりました。その際には基本的には感知器を設置しない場所については逆に詳しく説明していただけるってことでよろしいですか。さようでございます。
2:24:49	わかりました。まずとりあえずその部分の確認です。次2、
2:24:55	5ページは飛ばすとして、
2:25:00	6ページのこの左下の図って使いますか。
2:25:10	系統分離も基本的に当社ユニークなところは先ほど表にどれを分離して努力にしないという議論はいただいたんですけども、やり方であったり考え方であったり何か
2:25:23	論点になるものがあるかと、現時点では考えていないのでこちらについても特段説明する予定は今はないというふうに考えてございます。
2:25:34	わかりましたじゃちょっと整備
2:25:37	説明するかだけ確認させていただきたいんですけども
2:25:41	この図の中でこれって逆に平面図になってるんで、わかりやすいっちゃわかりやすいんですけども黄、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:48	色をつけている黄色の部分と、緑の部分と青の部分と三つ色をつけてありますよねとDと黄色の部分と、緑の部分はこれはもう完全に火災区画で、
2:26:02	AトレーンとBトレーンが完全に分離されてますというふうにこれは見えるわけですよ。
2:26:07	なんですけど、逆に青の部分。
2:26:10	でいくと、このRの部分になってる一番その右側の真ん中のところって、おんなじ火災区画の中に違うトレインが入ってますよねと。
2:26:20	他にも、そういった場所がもう1ヶ所なんていうんですかね
2:26:26	四角の周りみたいになってるところのところにもう1ヶ所ありますよねと、ここのその分離対策みたいな話っていうのは、
2:26:34	これはどういうふうに説明される予定なんですかね実際に他の。
2:26:40	泊として特別なことはしてないとは言うんだけど、要は完全にその3時間耐火区画として、別のところにある程度それはもう議論する必要もないと思っていますけれども、
2:26:52	こういうおんなじところにあるところの対策みたいな話っていうのはそれは何かどっかで原則できちっと説明できてるから、それはもうそれでいいんですみたいな話にされるのか。
2:27:03	それともこういうところは、泊の特徴としてこういうふうに説明しますっていう、こういう形でやりますみたいな。
2:27:09	ただ他のところとも同じかもしれませんがみたいな話で言われることはどっちになるんですかね。
2:27:18	北海道竹田でございます基本的には、1時間耐火、
2:27:22	検知消火というところをやってますんで、同一火災区画にあるものについても、分離対策がとれていると、ただし同一区画にありますということでございますが、その分離の方法が、
2:27:36	へ、弊社でユニークかという、ユニークだとは今考えてないので、説明をしないという形になろうかと思えます。
2:27:50	はい。火災対策室の齋藤です
2:27:54	明確になってれば、明確であればいいんですけれども要はちょっと説明しておいた方がいいみたいな話があるのであればここの部分は、
2:28:03	すいません、ちょっとそこはちょっと考えていただければと思いますけれども。
2:28:11	水、よろしくお願ひしますねと。いや要は何を言いたいかっていうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:16	こういう同じ価格の中で、1時間耐火ってどうやって確保してるのって いう話が多分一番重要だと思ってるので、
2:28:24	そこら辺の話とかあとはもう、感知消火の部分を、例えば区画で、
2:28:29	区画にある感知器でやりますとか、
2:28:32	トレイ内に何日ファイバー光ファイバーの感知器使ってやりますとか、 そういう話とかでうまく、きちっとできてるんですよってという話でちゃ んとしていただければそれでそれ、
2:28:46	それで終わるのかなと思ってますけども、あと電線管の話も含めてです けども、
2:28:50	すいませんそこは、ここで具体的に、
2:28:55	比較的わかりやすいもの、平面図が入ってましたんで、とりあえず、お 話だけさせていただきます。
2:29:06	宮本ですけど、この図で非常にわかりにくくて、
2:29:10	これ消火でA、系統分離で説明すると言いながら図は消火で各説明して んだよね。
2:29:17	だから私先週言ったと思うんだけど、ちゃんとディベートりんビートレ インの区域を色分けしてくださいってそういうことなんだよ。
2:29:25	例えば、
2:29:26	一番右のオウン等、
2:29:29	レイジーの
2:29:30	Gビルの2-01ってこれは、これはAトレンなわけじゃない。
2:29:36	これはAトレン、
2:29:37	多分ね。
2:29:38	その下はビートレインなわけだよね。
2:29:41	だからここは、異区分を跨いでるケーブルはまずありませんよと。
2:29:46	今度、格納容器の下へ行くと、これ赤だからこれトレイなわけな。
2:29:51	下はBトレンなわけよ。Bトレンのうち一部、Aトレンから上がって る区分があるからこれ1時間プラス自動消火ですよと。
2:30:00	この水色のところはどうなってるんですかっていうと、基本的にはこれ 全部区分にしてんのかちょっとわかんないんだけど、
2:30:07	区分にして、緑のやつを1時間プラス自動消火にしているのか、どう分け てるかがちょっとわかんないんだけど、
2:30:14	要はどっちをどっちのトレインとしてどっちを1時間耐火にしているかと かこれ全然わかんないんでこれだと。
2:30:21	ということありますよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:24	北海道竹田でございますそちらの、前回もご指摘 24 回もいただいて、4 月 7 日に図面が上がってくるので今準備してますので、
2:30:34	そういったものをお付けて、補足説明資料の方にもそちらが張り変わっていくんですけども、
2:30:41	会合で必要であれば、こちらに絵を塗って、
2:30:45	系統分離を説明するというのも、
2:30:48	可能かと思えます。
2:30:51	すいません
2:30:53	多分 3 時間耐火は火災区画で分けてますって話なんだと思うんですけどもそれ以外の例えば 6 メートル離隔取ってますとかですね、そういった 1 時間耐火+感知消火、
2:31:05	の考え方については代表例でもいいんで、説明しといていただいてよろしいですかここは
2:31:10	結局、基本、基本を踏まえてるよねって話であれば、それはそれで審査会合で特に議論になることはないと思うんですけども、そこだけは一番重要な系統分離の話で、影響軽減の中で一番重要な話なので、
2:31:25	そこだけちょっと押さえていただいてもいいですか。北海道竹田です当たり前のことをきちっとやってるというのがわかる
2:31:34	ものを写真、
2:31:37	とか、
2:31:38	もう施工してるんはいらないですかはい。説明きちっと説明できるような資料にして、説明して参りたいと思えます。
2:31:48	すいません次 7 ページ以降の、中央制御盤のの影響軽減対策なんですけども、これは泊特有の話というふうに理解してるんですけどもそれでいいですか。
2:32:01	北海道竹田でございます基本的には
2:32:04	北海道ユニークなんですけども、PWRでいくと、高浜さんと、
2:32:10	高浜 12 と、
2:32:13	大飯の 34 と美浜の 3 号でデジタル版使ってるところっていうのは、こういった系統分離をして、実証試験をして離隔をとってるというところでは、実績はあるんですけども、なんせその 10 年ぐらい経ってますんで、
2:32:27	もう 1 回説明ということですので考えてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:31	はい。よろしくお願ひしますでその時にですね。すいません7ページ見て、一番よくわかんなかったのが、あと合わせて、8、こっちの資料の1-4-8条の別1の、
2:32:50	資料の1のような八条の別1の資料7の、
2:32:56	16ページ、17ページのところ開いていただきたいんですよね。
2:33:08	ここに何書いてあるかっていうと、
2:33:12	泊の3号炉のところ道は右側のところで
2:33:17	し、資料7の16ページのところに、出典って書いてあって実証実験の名前がずらっと書いてある。
2:33:25	ですよ。この実証実験の、
2:33:28	内容がよくわからなくて、この実証実験を踏まえて、こうやってますっていう話がこうやってますっていう話は書いてあるんだけど、
2:33:39	どうしてそう、それが妥当なのかっていうのが、実証実験の結果から多分引っ張られてると思ってるんですよね。
2:33:46	その実証実験のそのつ、ここを引っ張ってますって話を海津満でちょっとご説明をいただきたいなと思ってます、
2:33:55	具体的には何を言ってるかという、例えば、今回のこの資料1-1で8ページのところに、図があります。写真添付していただけてますよね。
2:34:08	この写真添付していただけてるところに真ん中に扉開いたところにA系B系と分かれてるような感じになって、
2:34:15	この距離で何、この分け方で、
2:34:19	何でいいんだっけみたいな話ですね多分実証実験の、その結果から、多分引っ張ってきてこういう形なんです。これで妥当なんですみたいな話に多分なってると思うんですよね。
2:34:30	多分そう、そうしたところをですね、分け方であるとか、あと我々の火災防護審査基準って難燃ケーブル使いなさいっていうふうに書いてありますけれども、
2:34:42	ここだと7ページとかだとテフロン線の話、テフロン電線の話とかが入ってたりして、何でテフロン電線で同じ効果あるのみたいな話とかが、
2:34:52	よくわかんなくてですね。
2:34:54	そういったところをちょっとご説明いただきたいんですよねはい。何だは、配置がこういう形で合ってるんですみたいな話も含めて、
2:35:06	お伝えいただけますか。はい。はい。結構です。はい。北海道竹田でございます今のご説明は、資料7の添付7-1をご覧ください。
2:35:23	点、資料7.7-1でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:41	まとめ資料には大きいものがあるんですけども、これ比較の意味で並べてますけれども、こちらに制御盤内で、中央制御盤内で、
2:35:51	各機器に対して実証試験っていうのをやっている概要を記載しているのが、一連記載されていますよというのがまずありまして、
2:36:02	泊が始まるのが、県の7-4から始まるんですけども、
2:36:08	そちらにそれぞれ坂内に据えつけられている機器のダクトであるとか7-4がダクトなんですけれども、
2:36:18	そこからテフロン電線と言いますと、7-7に、それぞれ試験の目的試験内容判定基準結果っていうところがございます、
2:36:29	基本的にPWR同じ棒、プラントメーカーのデータ等を使って、共同研究等でやった試験とまとまりでオリジナルでやったものがあるんですけども、いずれも公開図書で国会に報告書とか入れたりしてるものなんですけれども、
2:36:46	そういった中で、これは例えば坂関係ですと、細かい版の機器の話ですと、7-8から始まりまして、
2:36:56	裏から見てると非常にわかりづらいんですけど写真も暗くてA4の方がわかりやすいかと思うんですけど、例えばディスプレイが7-8にあるんですけど、
2:37:07	ディスプレイも上下において実際にその火災を模擬した試験をして、でも外でバーナーであぶるのではなくてですね、過電流試験っていうのをやって実際に電気機器で起こる。
2:37:20	野焼き切れるまでですね電流を上げてって、どういう影響があったかっていうところを、あったのかなかったのかっていう試験をですねそれぞれ実配置、
2:37:30	その機器を使って、現場でやったわけじゃないです試験場で当然やってるんですけども、試験場でそれぞれの機器について、このディスプレイであるとか、7-9が香典、
2:37:41	光変換器と電源装置ですけど、
2:37:44	順次そのケーブル類機器類についてすべて試験を行ってきたっていうところがこちらに記載してますその配置以上に離隔をとるとかっていうことをやってございます。
2:37:56	火災対策室の齋藤ですまさしくそこを知りたいんですよ。今ご説明いただいた

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:03	試験条件として、要はここは火災耐久試験ではなくってその実物のその話の中で、過電流を与えて、坂部に与えるという試験条件の中で、何を満たして、
2:38:17	いるから、だからその離隔距離をとっているんだとかですね。
2:38:21	そうした話を、もうちょっと補足いただきたいんですよね。いやっていうのもこの部分で中央制御室の伴の話なんで、
2:38:30	条件が特殊なはずなんですよ。条件が特殊なんで、
2:38:35	要はそういう、今ご説明いただいたように試験条件として、どういう
2:38:41	ものが、この坂内の火災に影響するかということ踏まえて実大実実験をして、その実実験の結果として、この距離を満たせば、
2:38:53	大丈夫みたいなそういう離隔距離の考え方が、
2:38:57	この実験で証明されてるからこれだけ分離されてるんです。その時に使ってるのが、
2:39:03	おんなじ条件でテフロン線使ってるんで、そのテフロン、その同じ条件でテフロン線を使うことも許容されると考えてますと。
2:39:12	というような話が、が何ていうんすかねその間の部分、要は実験と、
2:39:19	実際設計の間の、
2:39:21	他の部分をかいつまんで簡潔に説明していただかないと、なんで、
2:39:26	これでよかったんだって話が全部途中抜けちゃってて、要は技術で新技術も審査するのにちょっと困るんですよねっていう話が、
2:39:34	すみません、あったんでこの部分を埋めていただけませんかってそういう話。
2:39:38	最後に、
2:39:41	介護であるかどうかも含めてなんですけども、
2:39:44	介護でやらなきゃいけないぐらい特殊なものであればいいですけども、であれば必要ですし、介護で、
2:39:51	やらないのであれば、すみませんヒアリングの中でもちょっと詳しく教えていただいてもいいですかね。
2:39:57	基本的には高浜さん、かかったときに審査会合がかかって泊では審査会合かかってないんですけども、安全系のVDUについては基本的に同じ作りにはなっています。
2:40:09	で、実証試験についてはマリーで実際に使われてる機器をそのものを用いまして、そのものの配置で、試験を下電流でやって、
2:40:20	嫌気切れるかどうか、そっから最終的にその事象が進展しない温度が上がらない、電流が途絶してしまう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:27	状態になるまで、これが実際出たものはなかったんですけど顧客歳入は私も行ってみて確認したんですけど、やってはいますけれども、実際の配置距離を
2:40:37	満たし満たしてっていうか実際の現場で使われてる機器と同一の寸法にして、それを作って、とか電流試験を各々行って、影響がなかったということを確認しているものがございます。
2:41:27	そうです北海道竹田ですこれ城形の場も行ったんですけど当時仲本す室長様がいらっしゃって、この常用系の盤が間に挟まってるけど本当に大丈夫なのか試験したのかって言って、常用系だけちょっとやれてなかったんで、
2:41:41	追加してですね、7-11に加えたりしてですね。
2:41:45	試験をして、間に挟まってる常用系が悪さしないっていうことも、試験して、添付不足説明書に当時入れて書いてます実際に現場で使われてる機器と同じ配置同じ機器にしてやっています。
2:41:59	だから、いわゆる当時おっしゃられてたのは、製造中止で型式変わったら試験やり直してもう1回きちっとデータ取るんだよねっていう話を言われてまして、私たちもその心意気っていうか、
2:42:10	それを踏まえて今も対応しているところでございます。
2:42:13	火災対策室のサイドです。ここの部分を、説明もししていただくのであれば、要はそういうし、何ていうんだろう。
2:42:21	試験、
2:42:22	試験した環境とか条件とかで、要はいわゆるその火災の判定、火災の試験って火災耐久試験とかとは別に、いわゆるおんなじ環境で確認し、
2:42:35	しました、おんなじ環境で過電流とかあって、どんな条件を与えて確認しましたよっていう話を、
2:42:43	言っていたら7ページにここに書いてあるよりも、
2:42:47	わかりやすくなると思うんです。ここにこっちの7ページに書いてあるルー話っていうのは、
2:42:53	何か条件、何ていうんだろう、何をやったか、何を実験したかというよりも、何かこんな構成でやっていますぐらいしか書いてなくて、実際この8ページの妥当性が、
2:43:05	よくわからなかったんですけどもし説明していただくのであればそうおんなじ版で、
2:43:10	どんな条件を与えて、今回であれば過電流を与えてって話に多分なるんだと思うんですけども、そういった

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:18	いかに実、実際のはず実際の一番最悪条件を考えてやったのかみたいなところをさらっと。
2:43:26	説明していただいだからこういう設計で問題ないんですっていうふうに説明していただいた方、説明していただく必要があるのではないのかなと思うんですけれども、いかがですか。北海道竹田でございます。確かに今の資料だと、と括弧1に、
2:43:40	実証試験に基づいた分離対策を実施するっていう日本語が書いてあって、8面にはただ概要図しかないの、少し本文側と実際の試験、
2:43:51	を踏まえて記載を、
2:43:53	ちょっと、要するに、現場の実設置のものと同じのものを同一の距離を置いて、過電流試験を行ったというようなところを、
2:44:03	記載を少し充実させたいと思います。よろしくお願ひしますそれがなくなかなかそのなんかつながんないなと思ってですね。
2:44:15	規制庁宮尾です今の室長の大戸、50踏まえて、7ページ8ページは、基本的にはそのどこのプラントと同じかというまず明確にしてくださいと。
2:44:26	その上でその実証試験の内容については、ちょっと後ろに参考でいいのでここに入れるとまたややこしくなるので、ここ、ここで言っている実証試験の概要みたいなものを、
2:44:39	この後でもいいので、ちょっと最終的に会合の所全体のバランスでもあるんだけど、
2:44:46	1枚作ってください。
2:44:47	いいですか。
2:44:49	北海道電力竹田でございます承知いたしました。
2:44:53	あとすいません、事実確認だけさせていただきます8ページ図の中2、
2:44:58	多分権利検出装置を多分設置しますって話になってると思うんですけども、どこに設置するんですかこの8ページの図のところ言うと、
2:45:08	当庫例は北海道竹田でございますPWR共通なんですけれども上につけたかったんですけども、基本的には盤の扉の側面につけてまして、実際つけてるものとしては、
2:45:20	住宅用の火災警報器をいずれのPWRもつけている状況で、感度としては10%の感度のものがついている状況でございます。
2:45:31	火災対策室の齋藤です。その10%で良いついていうのは、体積がいつも閉まっていて、他の体積が限られるから、濃度が急激に上がるんで10%で問題ないとそういう考え方なんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:46	実際には補足説明資料の中にもあるんですけども、高感度煙感知器の性能が0.08%の感度で、
2:45:56	盤の大きさが72.5平米、5立米で試験をしてるんですけども、実際の盤で0.6、
2:46:05	0.6立米ぐらいしかないとなわち110分の1ぐらいの容積で、同一の煙のケーブルが焦げた時に出る煙の量が、この場にあったときには、概ね8%ぐらいで、
2:46:18	高感度と同じ感知をするということであるから、10%でも十分感知できるという資料を、補足説明資料の中に入れてございます。
2:46:28	はい。火災対策室の齋藤です。そういった技術的な話を聞けるのが嬉しいなあってうれしいんですけども
2:46:36	ちなみにですね、ここの坂伴って空気で受けるところないんですか。
2:46:43	当時少し議論ありましたけど上にその放熱の品がついていてそこから煙が出れば、データでわかります仕込まればコンターでわかるということでございます。
2:46:58	河西火災対策室の齋藤清すいません
2:47:02	出たら出たでわかるしこもったらこもったでわかるっていうのが困ったら困ったら分かるは今のこの話ですよ。出たら出たでわかるっていうのはどういう話ですか煙が例えば、
2:47:12	北海道竹田でございますモクモク上から、坂野上からですね、出るような状況になってしまえばわかるというようなことでございます。
2:47:24	笠井対策室長。
2:47:26	それは何この中にいる人たちがこの前に座ってるからわかるってことなんすかそれとも。
2:47:32	別の理由でわかるってことなんですけど要はあの間ちいするときって基本的には感知器つか、感知器とか検出装置使って、
2:47:41	感知しますよねっていう話になってますよね。はい。その時に、この外に出てきた場合に、
2:47:49	コンソールから上に出てきた場合に、
2:47:52	出てきたら、出てきたでわかるっていうのは、一目でわかるっていうのは二つござい、北海道竹田でございます二つございましてこの辺はもう、異なる感知器アナログ式で設置してまして、
2:48:05	中央制御盤のちょうどこの写真の一番右手側の壁に十河操作盤があるんですけど、そちらでその1個1個の感知器が異なる感知器が動作したっていうのがまずわかると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:17	ということと、煙焦げ臭いとか人間もいるわけですから、そちらでもわかる、補助的にわかるということのと、中に、高感度相当の、
2:48:27	煙感知器を設置しているということでございます。
2:48:32	火災対策室の齋藤です。今の話の中で、
2:48:38	唯一すいません。
2:48:40	どっかに書いてあるのかもしれないんですけども、
2:48:43	燃えたときに、
2:48:44	多分においがするっていうのが多分前提の話だと思うんですけども、これって試験してした結果として、ごめんなさいねにおいがした。
2:48:56	ですか実際のところ、すみません
2:48:59	ちょっと細かいことを聞いて恐縮なんですけどね、他の
2:49:03	研究炉とかでもこちら辺ちょっと確認したくて前ですね、ちょっとすいません丁寧に確実に感知できるって、確実に補足できるっていうので、
2:49:14	何があるんだったら臭いがあるってことでいいですねっていうのをすいませんちょっと確認させてください。すいません言葉が過ぎました。感知可能だっていうのは坂内に設置している高感度相当の煙管検知室装置と、
2:49:26	当室内に設置している、
2:49:30	異なるアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器によって感知可能であるというところまでが事実で、実際に
2:49:39	私が試験場に行って試験した時にはもう攻撃下がったっていうのは、蛇足でございました。失礼しました。あ、すみません、火災対策室齋藤逆に
2:49:49	きちっと宮下っていうふうに、逆に言ってもらった方が私としてはもう逆にいいと思ってて、いやなんでかっていうとですよ。確かに鼻が詰まったら臭いわからないじゃないかとかそういうことを言う人もいますですけども普通に考えた場合、
2:50:04	人で、人の目とか、五感で火災感知するっていうのもそれぞれであって、いや要は何を言ってるかっていうと、コンソールの上から、
2:50:12	抜けてきたときの考え方として、
2:50:16	要はその上の感知器だけじゃなくて人でも感知できますよっていうふうに言ってという話があるんであれば、
2:50:23	そういう思いがしたって話と合わせていただいても全然私はいいいと思ってはいるんですけどもねっていう、ただそれだけの話です。すいません。ここは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:31	若干蛇足の話なので、
2:50:34	それまですいません次にあとすいません、9ページの部分って使うんですかね。
2:50:39	当時、審査会合のところで、
2:50:43	基本的にはこちら、
2:50:46	現時点では考えて、
2:50:49	おらんなくて、
2:50:51	それは2014年の、
2:50:56	2014年の3月4日の審査会合でちょっと随分昔になるんですけども、こちらの、
2:51:02	C v 格納容器内の、
2:51:05	火災に対して誰がどのように対応するかっていう、設備対応を含め検討することっていうことで当時の資料で、
2:51:12	格納容器内の分離をつけて、一連ですね説明しているというところがあって、
2:51:19	特段何か新しいものが増えたのであれば説明するんですけども、
2:51:24	今回は一応整合を考えると、説明の範囲はいいじゃないかなというふうに思ってます。
2:51:31	わかりました。火災対策制裁としてわかりましたやケーブルトレイの話。
2:51:36	説明されることがあるのであれば、コメントがあったんですけど多分抜けるのであれば、すいません時間の無駄なんでしょうで次10ページですけども、これ格納容器内の影響軽減対策の話なんですよ。
2:51:50	多分この話していただくの前提で書いてんのかなと思っているんですけども、これはお話しされます。どうします。
2:52:00	的には当時その誰がどういう手段で消火するのかっていう説明をしているので、今回も説明しないというふうに考えてますが、
2:52:11	はい。わかり火災対策室の齋藤ですわかりましたやもしこれを説明されるのであればですねちょっと時系列がよくわかんないというのが、
2:52:20	あって、多分これ設工認の中で、多分
2:52:25	が各格納容器内の感知の話とかがあったときにスプレイにどうやってスプレイに至るんですかみたいな話を、
2:52:35	多分説明していただく形になると思うんですけども、そこをあわせて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:41	対応していただければと思ってるんで10ページの部分も説明されないというのであれば、
2:52:46	とりあえず私からはこの部分設工認でお願いしますねというだけですが、
2:52:52	それ以上のお話はしないですと、
2:52:55	11ページもだから今回の影響評価ガイドの話、原則論だけしか書いてないので、これも説明しないということよろしいですか。
2:53:06	それとも何か火災影響評価のときに、
2:53:09	系統分離とかをするときですよ、同じ区画になって火災を二つ想定しなきゃいけないとか、そんな話があるのであれば追加で説明しといてくださいねって話なんですけれども、
2:53:22	火災影響評価が
2:53:24	私どもが出してるか、内部火災影響評価ガイドに沿って、基本的には沿って全部やってますというのであれば、特に説明は要らないんですけどもという理解でよろしいですか。
2:53:34	基本的には評価ガイドに沿って全部実施いたして、
2:53:39	いたしますので、当社だけユニークで何か特徴的な前提を変えるとか、やってるものはございません。
2:53:50	わかりましたとりあえずそれであればあと資料1-1で私が審査会合に向けて明らかにしといて欲しい事項については以上になりますのでよろしくお願いたします。私からは以上です。
2:54:05	宮尾ですけど、さっきのここか、刀禰中央制御室の、
2:54:10	煙感知器。
2:54:12	先行PWRと高感度を入れてるんだけど、泊の場合は高感度まで必要なくて、実証実験とかあれで、普通のやつ入れるって話だったけどそれは、
2:54:25	先行の高浜とかも同じ、深山さんも一緒なんですかね。
2:54:28	基本的にPWR同一の感知器を置き今変えてないのであれば基本的には同一のものを使ってます。わかりましたBWRに比べてPWRの中央制御室すごい狭いので、
2:54:40	おっしゃる通り、BWRは広くて、デジタルじゃなくてアナログアナログ多いので、非常に広いついていうところもあるんですけどおっしゃる通り、
2:54:51	市面積で見ると明らかに違うところもあるので、その辺の実績があるのであれば了解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:06	火災対策室の高橋です。資料1-4の八条別1、I V号。
2:55:16	-15 ページ。
2:55:22	ディーゼル発電機燃料貯留槽についてちょっと確認させてくださいよろしいでしょうか。
2:55:28	ここの記載っておそらく女川を参考にされたのかなと思うんですけども。
2:55:35	女川の記載はまずタイトルで、タンクリアということで
2:55:39	全体、
2:55:40	を表してそのあと説明で、赤字で書く部分部分を構成する。
2:55:46	場所部分部分をこう書いてるんですが、一方泊さんですと、全部ディーゼル発電機。
2:55:52	燃料用貯油槽という言葉を使ってらっしゃるんですが、
2:55:56	これはどこを指してることになるんでしょうか。
2:56:01	例えば、
2:56:06	2行目ですねタンク内部の機器、軽油が気化した状態で、万ーディーゼル発電機燃料いう貯油槽に漏えいするような故障が発生した場合には、
2:56:17	この
2:56:18	ディーゼル云々かんぬんっていうこれ具体的にどこの指してることなんでしょうかね。これあの小田川さんですとタンク室って言うんですけども、
2:56:29	北海道武田でございます実際感知器が、
2:56:33	設置されていてこっちに書いてます、万一の時に葛西博士雰囲気牽制する恐れっていうのは、大井さんの表現を踏まえると、タンク内のことなんで、
2:56:45	北海道電力の今、次のページの図の5-3を見ると、
2:56:51	全部まとめて長層っていう記載になってますんで、厳密に言うと、このコンクリート躯体を含む一体的な構造が町輸送であって、このタンク部分は、
2:57:01	タンク、
2:57:02	どういう記載にした方が誤解は受けないかなというふうに、
2:57:07	思っておりますので、そういった記載の、
2:57:10	へん。
2:57:12	をしたいと。
2:57:15	います。
2:57:15	発電所問題ないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:19	黒澤さん。
2:57:33	いや、基本的に表現を適正にします。はい、そうですね確かあの女川さんってちょっと作りが変わってたかなという記憶があってタンク室の中に確か砂がなかったんですよね。なのでタンク室の、
2:57:46	中に多分感知器をつけるという考え方でこういう書き方をしてるのかなと思うので、一方皆さんの方
2:57:53	それが入ってるということでつける部分がまた限られてるということでそれにみあったそうですね、記載の
2:57:59	いただければと思いますよろしくお願いします。私から以上です。北海道承知しました。
2:58:59	規制庁大塚です。私からちょっと最後に1点だけ。3月24日
2:59:05	資料の1-6ですね41条の比較表の方で、
2:59:09	ちょっと八条の方でも話したんですけど、
2:59:12	41条の本、22ページのところで、
2:59:19	マター書きのところですね、真ん中より少し下のところで、
2:59:23	火災感知器を設置しない設計とするっていうところの記載なんですけど。
2:59:27	ここちょっと八条と記載ぶりが違うんですけど、
2:59:31	ここ合わせることは可能でしょうか。
2:59:46	北海道竹田でございます先ほど議論のありました価値器を設置しない。
2:59:52	女川さんがもしくは消火法、消防法または建築基準法に基づく感知器を設置する設計とするというような表現の箇所、先ほど8条でもご指摘いただいたので、41条についての表現を、
3:00:04	記載を合わせたいと思います。
3:00:09	規制庁大塚で承知しました。
3:00:12	私からは以上なんですけど、
3:00:21	火災対策室の齋藤です今日の話で多分、かさ防護対策として一巡多分、説明されたんだと思うんですけども、
3:00:33	ちょっとその中で、火災防護審査基準の中に3番っていう項目あって個別の火災区域とか火災区画における留意事項っていうのがあってそこに事例が幾つかあると思うんですよね
3:00:49	ちょっとその話で、泊として、これ全部できてるんですよねという確認をちょっとさせていただきたいんですけども。
3:01:00	具体的にはですねケーブル処理室Ⅱなんですけど、ケーブル処理室って、基本的には

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:09	消防隊員、自衛消防隊員のために、少なくとも2ヶ所の入口を設けることとして書いてあんですが、これ大丈夫ですよっていうのがまず1点です。
3:01:19	衛藤北海道電力竹田です泊3号炉においてはケーブルフロアダクトしかなくてですね、処理室っていうのがございませんなぜできて、そのようなことができるかというのと、
3:01:29	手動操作器、
3:01:31	があるわけじゃなくて光通信で、分離して設置してるんで1個1個のスイッチを伴側とつなぐ必要がなかったんで、ケーブルの数が、
3:01:42	極めて少ないということでございます。
3:01:47	火災対策室のサイトで、そもそもそのケーブル処理室がないということとで、了解いたしました。理解しました。で、
3:01:56	あと、防衛の話は前書いてあったと思うんでそれはそれでよくて、
3:02:08	等、
3:02:10	すいません菅火災防護審査基準の最後の方に、放射性廃棄物処理設備と廃棄物貯蔵設備の話の中に、換気設備の話が入ってて、
3:02:23	それが火災区域、他の火災区域とか環境への放射線保守を防ぐために、換気設備自体隔離できる設計であることっていうふうに書いてあるんですけどもこれに該当する箇所ってあるんですかねそもそもこれすらないんだっけっていう話も、
3:02:39	含めて教えてもらっていいですか。
3:02:46	北海道電力の平田です。おっしゃられている記載がですね、八条本の81ページ。
3:02:55	年すいません。資料としては前回お出ししました本文の方になります。
3:03:06	八条本の81ページですね。
3:03:19	はい。そちらの方にですね個別の
3:03:22	エリアといいますか部屋についての記載がございまして(7)として放射性廃棄物に関する記載してございます。その中に泊としましても、放射性廃棄物処理設備等
3:03:34	廃棄物貯蔵施設設備というものは、火災区域の中にありまして、換気空調設備は環境への放射性物質の放出を防ぐ目的でフィルター等、
3:03:44	通した上で排気をしておりましてまたこれらの換気空調設備は、放射性物資の放出を防ぐために空調を停止しダンパを閉止隔離できる設計としてございますという旨は記載させていただいてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:59	はい。火災対策室の齋藤です説明ありがとうございますこうしたところできちっとフォローできているというのであればもうそれで最後の確認だったんで、結構でございます。私からは以上です。
3:04:11	はい規制庁大塚です。では他よろしければ、事業者側から何か確認してく事項ありますでしょうか。
3:04:21	北海道竹田です。ちょっとすいません。泊と本店それぞれ何か確認すべき点ありますか。
3:04:31	本店は特にございません。
3:04:34	泊齋藤側もございません。はい。私もございませんので、はい。
3:04:41	大丈夫でございます。
3:04:43	はい。規制庁大塚で承知しました。それではこれで本日のヒアリングは終わりたいと思います。
3:04:49	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。